

# 平成23年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成23年3月2日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成23年3月2日（水）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 議案第3号から議案第31号、議案第33号から議案第70号
- 第7 請願第1号、請願第2号、陳情第1号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	11番	中川隆一君
12番	岩崎隆寿君	13番	中村良夫君
14番	若林直樹君	15番	田中文夫君
16番	金子健治君	17番	村川四郎君
18番	猪股文彦君	19番	川上龍一君
20番	本間千佳子君	21番	金子克己君
22番	根岸勇雄君	23番	近藤和義君
24番	祝優雄君	25番	竹内道廣君
26番	加賀博昭君	27番	佐藤孝君
28番	金光英晴君		

## 欠席議員（1名）

10番 大桃一浩君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	教育長	白杵國男君
総合政策監	齋藤元彦君	会計管理者	本間佳子君
総務課長	山田富巳夫君	総合政策長	小林泰英君
行政改革長	中川和明君	島嶼進課長	金子優君
世界遺産課長	北村亮君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良孝晴君	交通政策長	佐々木正雄君
市民生活課長	佐藤弘之君	税務課長	田川和信君
環境対策課長	児玉龍司君	社会福祉課長	新井一仁君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	金子晴夫君
観光商工課長	伊藤俊之君	建設課長	渡邊正人君
下水道課長	和倉永久君	学校教育局長	山本充彦君
社会教育課長	渡邊智樹君	両津病院院長	塚本寿一君
選挙管理委員会	藤井雄一君	監査委員局長	児玉功君
農業委員会	島川昭君	消防長	金子浩三君
危機管理幹事	本間聡君	契約管理幹事	石塚道夫君

事務局職員出席者

事務局長	池昌映君	事務局次長	歌重一君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回佐渡市議会定例会を開会をいたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、3番、中村剛一君及び5番、金田淳一君を指名をいたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今期定例会の会期及び日程について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今3月定例会の会期日程についてご報告をいたします。

去る2月28日に議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期及び日程について協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日3月2日から3月22日までの21日間といたします。

日程につきましては、お手元に配付の3月定例市議会会期日程表をごらんください。

本日3月2日、本会議。この後、行政報告、施政方針演説、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。また、執行部より行政報告案件として、議員全員協議会後の追加報告の申し出がありましたので、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、追加報告の取り扱いについて協議した結果、了承することに決定をいたしました。なお、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催いたします。

あす3日木曜日は代表質問です。質問者は5名であります。代表質問終了後、追加議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行います。その後各派代表者会議を開催します。

4日金曜日及び7日月曜日は先議案件に係る委員会審査とし、7日午後4時を目途に委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。

8日火曜日から11日金曜日まで一般質問としますが、8日は一般質問終了後に先議案件の採決を行います。また、11日は一般質問終了後に各派代表者会議を行います。なお、一般質問の質問者は14名であります。

14日月曜日から18日金曜日までを委員会審査とします。

18日金曜日は、常任委員会終了後各派代表者会議、午後3時を目途に委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。

そして、22日火曜日が最終となります。なお、最終日の本会議は午前10時を開会とします。

以上であります。

○議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） ちょっと委員長にお尋ねをしたい。

本会期の終了を22日としておるわけですが、本会議の開会を10時としておることについては、それなりの意味があるだろうということが1点。

それからもう一つは、この日私は佐渡におりませんでしたので傍聴できなかったのですが、佐渡高校の甲子園出場という特異な事情がございまして、場合によると土日の休日審査もやむを得ぬかなというふうを考えておったのだが、そういうことをしないで今回の日程を決めたについては、細部にわたってのやりとり、検討がなされたと思うのです。そのことについて私が聞いておかねばならぬことがあったらご報告を願いたい。

以上です。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

中川議会運営委員長。

○議会運営委員長（中川隆一君） 加賀議員のご質問にお答えいたします。

なぜ最終日の開会を10時にしたのかということと、あと佐渡高校の甲子園出場のことについて配慮したかということよかろうかと思えます。議会運営委員会におきましては、甲子園大会の日程については、基本的には考慮はしておりませんが、あくまでも一般的な範囲でお答えさせていただければ、22日の最終日の開会予定は10時であります。例年の閉会の時刻とカーフェリー等の時間を照らし合わせましたときに、十分甲子園の開会式には間に合うものと思われましますので、そういうことで加賀議員におかれましても、何とぞご理解のほどよろしく願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（金光英晴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（金光英晴君） 日程第4、行政報告について市長から報告を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、平成23年第2回市議会定例会に当たりまして、平成22年第9回市議会定例会以降の行政経過等についてご報告申し上げます。

初めに、新潟県指定文化財佐渡奉行所跡出土品一括の一部所在不明案件についてご報告申し上げます。平成12年3月24日に新潟県の文化財に指定された佐渡奉行所跡出土品一括全471点のうち2点の所在不明が明らかとなり、所有者である佐渡市教育委員会から新潟県教育委員会に亡失届を提出いたしました。このような事態を引き起こしましたことについてはまことに遺憾であり、今後このような不始末を起こさないように職員に意識改革を進めるとともに、組織を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

続きまして、その他の報告事件についてご報告、ご説明申し上げます。報告第1号から報告第3号までの3件につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（金光英晴君） ただいまの市長の行政報告に対する質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 奉行所の471点のうち2点がなくなったということは、これは盗難ということなのですか、どうなのですかということが1点。これは早くなくなっていることが認識されたと思うのですが、急遽きのうですか、おとといですか、議長よりファクスが来たわけですが、翌日メディアのほうに発表の記事が出ていたということなのですか、これもうちちょっと早く、簡単に言えようがった見方を市民がすれば、隠しておければ隠しておきたいのではなかったかというふうな疑いも見られるのですが、この辺の経過、それから亡失というよりも盗難に遭ったのかどうなのか、この辺もう少し明確に市長は説明すべきだと思うのですが、説明が余りにも簡単で、市民には納得できないのではないかと思うのですが、もう少しいつ発見して、いつこれを調査を始めたのか、そしていつの段階でこれを公表しようとしたのか、この辺を明確にすべきと思うのですけれども、今の説明ではわかりませんので、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

白杵教育長。

○教育長（白杵國男君） このたびの佐渡奉行所出土品県文化財指定の中から2点亡失しましたことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。いま少し詳しく説明申し上げたいと思いますが、出土品471点のうち2点、上うす1点とたたき石1点が所在不明となったところでございます。これにつきましては、平成12年度の指定以後旧相川町教育委員会の管理下のもとで、旧相川税務署等で保管、管理しておりました。平成20年度から開始しました佐渡奉行所跡出土品の再整理作業を進める過程で、2点の出土品の所在が不明となりまして、その後保管施設の移動先の捜査、貸し出し先の照会、文化財指定以後の歴代担当者からの聞き取り調査、発見に努めてまいりましたが、平成22年12月末の県の担当職員立ち会い

の調査でも所在が確認できなかったために、県教育委員会と協議の上で、平成23年2月15日付で亡失届を提出したものでございます。文化財につきましては、現在耐火、防犯施設を整えてあります相川郷土博物館収蔵庫に移動し、管理しております。この後文化財室に管理体制を一元化しまして、このようなことが再度発生しませんように努めてまいりたいと思いますので、ご理解していただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） ほぼ経過はわかりましたけれども、私はこういうことに余り趣味はないのですが、趣味がある人は非常に欲しい品物のようなのです。そうしますと、単に今教育長は亡失と言いましたけれども、私は盗難だろうと思うのです。盗難で単に亡失で済まされるのではないと思うのですが、こういう何とかうすという非常に珍重されているようなものです。ところが、一般的には外にほうり投げておくというふうな形であったのではないかと、恐らくそこにナンバーも打ってなくて、外にあったのではないか。あるいは放置するに近い状態にあったのではないかというふうに今のお話を聞いて想像するのですが、どのような状態でそれを置いておったのか。なぜ盗難と言わないのか私はわからないのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えいたします。

先ほどの説明にもございましたとおり、平成12年に旧相川時代に県の指定文化財ということで保管をして、旧相川税務署の建物の敷地内の倉庫に保管してきたと。ただ、そのときに適切な管理はなくて、施錠はしていなかったということと、その間そういうものを他の展示物あるいは貸し出し等々があったのかどうかについても、ちょっと判明しないところでございます。そういったところでは、平成18年に世界遺産の資産として再整理をしながら、平成21年にその不明が発覚したわけですがけれども、その際亡失という言葉を使っているのは、果たしてその間保管が埋蔵とか、いろいろ担当が分かれていたわけですがけれども、その引き継ぎの中で貸し出しあるいは本当に盗難なのかという、そのこと自体が確定しておりませんので、一応今の段階では亡失という言葉を使わせていただいております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうしますと、時期的にこれがなくなったのは、旧相川町時代か、佐渡市になってからかも判明しないという理解でよろしいのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

## 日程第5 施政方針演説

○議長（金光英晴君） 日程第5、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得て施政方針を申し上げるということにいたします。

平成23年度の当初予算案及び関連する条例案等、その他諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政執行に対する私の所信の一端を申し上げます。

さて、日本の雇用及び経済情勢は依然として厳しく、佐渡市でもこれまで6度の経済対策を行い、一定の効果があつたものの、引き続き雇用安定と景気回復を重点に取り組んでいく必要があります。

このような中で、佐渡高校の選抜高校野球大会への出場決定は、佐渡に希望の光をもたらしました。離島のハンディを乗り越えての出場は、島民に夢と勇気を与え、我々はその心の高ぶりの中で佐渡の可能性に自信を持ちました。

一方、平成16年の佐渡市誕生以来、「エコアイランド佐渡」を前面に施策を展開し、環境と経済の両立を目指してきましたが、その取組が実を結び「朱鷺と暮らす郷づくり認証米制度」が全国で高い評価を得ています。そして、昨年名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議いわゆるCOP10の、自治体国際会議で日本を代表して認証制度の取組を発表し、佐渡の事例が世界的に脚光を浴びました。

また、生き物を育む農法の取組や棚田をはじめとする佐渡の特徴ある農業を、「農業の世界遺産」とも呼ばれるGIAHSに認定申請しました。これが認められ、更に発信することで、佐渡産農産物の国際的な知名度が高まると期待をしています。

そのほかにも、佐渡金銀山の世界遺産登録への取組に加え、小木海岸をはじめとする世界的に貴重で地質学的に重要かつ多様な資産を、世界重要地質学的遺産とも言える「世界ジオパーク」認定に向けて準備を進めており、これら3つの重要遺産を掲げる佐渡市の取組に注目が集まっています。

こうした佐渡ならではの豊かな自然、薫り高い文化や歴史、芸能などに焦点を当て、これらを保護・活用しながら国内はもとより世界に情報を発信し続けることで佐渡全体のブランド力を高め、農林水産業や観光産業をはじめとするあらゆる産業に経済波及する事業に取り組み、「活気あふれる新しい島づくり」の実現を目指していきます。

今年度は合併をして8年目を迎えますが、これまで人員削減や公共施設の統廃合、民営化を進め、行財政のスリム化を図ってきました。引き続き、市民の皆様の理解を得ながら佐渡市将来ビジョンに沿って徹底した行財政改革を進め、次世代が安心して住める、魅力あるまちづくりに全力で取り組みます。

### 【1】農林水産業の振興

2010年世界農林業センサスによると、佐渡の農家戸数は5年前に比して16%減少し約5,400戸となり、耕作放棄地の面積は1,000ヘクタールを超え、農業の衰退が進んでいます。このことから、多様な担い手の確保に努め、やりがいと魅力のある農林水産業を目指します。

#### （1）経営の安定化

ブランド化と販売戦略による再生産可能な継続的営農体制の構築が必要であり、生物多様性農業を目指す朱鷺と暮らす郷づくり認証制度を、他の農産物へ対象を広げ、佐渡農業の環境ブランド力の向上に取り

組みます。

また、将来の大学系研究機関誘致に向け新潟大学に寄附講座を設置し、科学的根拠に基づく環境保全型農業により、農林水産物の高付加価値化に取り組み経営安定化を図ります。

2年目を迎える佐渡版戸別所得補償制度と、国が創設する環境保全型農業直接支払制度、さらに離島の平地へ拡充する中山間地域等直接支払制度を一体的に取り組み、持続可能な生物多様性農業と再生産可能な農業生産活動の両立を図ります。

#### (2) 生物多様性を基本とした販売戦略

佐渡市の生物多様性農業、そして棚田など伝統的農業は世界重要農業遺産制度とも言われるG I A H Sへの登録を目指し、更に農業の高付加価値化を図ることにより、農業・環境をキーワードにした都市交流や、C S R（企業の社会貢献活動）との連携を活性化し、農林水産物の販売拡大に取り組みます。

あわせて、水田の生きものの種類と量を把握するシステムの構築と、施策の効果を検証し、生きものを育む農法による食の安全・安心を目に見える形で発信し、環境ブランドを強化します。

さらに、生産者グループや食品加工業者等を中心に、研究者や首都圏消費地等と連携し、規格外の果樹類や島内では消費されない山の幸・海の幸等を原料にした高付加価値商品の開発に取り組み、地産地消・地産外商を促進します。

また、地産地消が広く市民に理解されるよう、地産地消運動に協力する店舗、ホテル等を「地産地消推奨店」として認定するとともに、地場産食材に目を向けてもらえるポイント交換制度の実証事業を行います。

一方、水産物においては新たな資源管理手法として、南蛮エビについて個別漁獲量割当制度のモデル事業を県と連携して推進します。また、ブリ、南蛮エビ、マグロなどの流通調査を行い、販売先の検討など販売マネジメントによる魚価向上を目指し支援していきます。

#### (3) 生産から販売までを連携させる産業構造の改革

生産から販売までを連携させる取組として、異業種参入、異業種連携による農産物の生産や付加価値の創出に向けた取組を支援し、六次産業化を推進するとともに販売力の強化に努めます。

あわせて、佐渡産農林水産物の島内消費量の拡大を図るため、市、生産者、消費者、流通機関等が情報交換しながら、産業間で連携できる仕組みづくりを目指します。

また、認証米の米粉を使った佐渡産加工品の生産を推進するとともに、米粉用米の生産拡大に向けて営業活動を続けます。

#### (4) 更なる環境イメージの向上

農林水産物のブランド力を高めるには、佐渡全体の環境イメージの向上が必要です。山林におけるナラ枯れ被害や竹林等の荒廃対策として、木質バイオマスの活用と竹林整備に向けたモデル事業に取り組むことで、森林の健全な育成と景観保全を図ります。

また、低炭素社会の実現に向け、農業施設への太陽光等の自然エネルギーの利活用や、電気自動車の普及に向けた充電設備等の支援を拡充強化します。

### 【2】観光等交流人口の拡大

佐渡は、歴史、文化、自然等の観光資源の宝庫であり、近年、世界遺産、トキ放鳥、北小浦のコブダイ



や原生林などの魅力が更に加わりました。

これら豊富な資源を有機的に結びつけて、点から線へ、線から面へと展開する必要があり、資源に物語性を持たせ有効に活用するとともに、情報を効果的に発信し、これまでであった認知度に魅力の上乗せを行い、あらゆる方面からの交流人口の拡大に努めます。

#### (1) 多様化する顧客ニーズへの対応

団体旅行から個人、グループ旅行へとその形態が変化する中で、これからの個人旅行者や東アジアを中心とした外国人旅行者の更なる誘客のため、その多様なニーズを捉え資源の有効な活用を図ります。

そのため、食のイベント、トキの観察ツアー等、新たな旅行商品造成への支援や、これまでも人気が高かったトレッキングツアーを更に充実させるため、受入体制の強化に努めます。また、個人旅行者に対応した島内2次交通充実のため、直行バスの運行やレンタル電動アシスト自転車の活用を促進します。

さらに、既存イベントの魅力アップに加え、平成22年度に実施した女子大生によるツアープランを踏まえた実証実験や、スポーツはもとより能楽など文化活動の合宿や修学旅行の受入体制整備等に取り組みます。

#### (2) 世界遺産登録の推進

世界遺産暫定一覧表に記載された「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」については、構成資産の調査・研究を計画的に進め、国文化財指定の拡大と保存整備に向けた保存管理計画を策定するとともに、鉱山と密接な関わりを持つ町並み景観保全のため歴史的建造物の保存を推進します。

また、世界遺産登録への活動とその価値や魅力を周知するため、市民への啓発活動や国内外に向けた情報発信などの各種事業を効果的に実施し、早期に登録が実現できるよう取り組んでいきます。

さらに、市や市民、企業等が一体となって、構成資産の保存・整備を促進するとともに、登録後の佐渡金鉱山に関する文化財保護活動の支援を目的に、新たに基金を設置し、広く寄附金を募ります。

#### (3) 観光資源の整理と活用

昨年は、自然界でのトキの抱卵までの様子が連日報道され、大きな注目を集めました。本年はトキのヒナ誕生を願い、それを誘客につなげるよう、ホームページなどによる情報発信やキャンペーンを積極的に行うとともに、トキを間近で観察できるふれあい施設の整備を行います。

また、全国にPRした原生林については、観光客の増加と安全性の確保に対応するため、アクセス道路の整備をします。

これからは、地域と密着した交流の拡大が必要であり、地域のランドデザインに基づき、受入体制を整備します。

例えば、相川地区は、これまでも「まち歩き」のできる散策型の観光地づくりを進めてきましたが、更なる取組として、歴史的な建造物を利活用した拠点施設の整備を進めます。また、地域に残された特色ある景観の維持に向けて、市内各地での景観づくりの取組に対して支援します。

地形や地質など自然遺産が豊かな島である佐渡を、「大地の公園」として国内外に広くアピールし、世界ジオパーク認定を目指すため、「ジオサイト」の調査・研究や市民の認識と理解を高める取組を実施します。

これらの多様な観光資源の情報発信と合わせて、多彩なイベントの開催により観光客の滞留を促し、市

民も集える場所として、両津港北埠頭に観光情報施設の整備を進めます。

#### (4) 効果的な誘客対策

トキやコブダイなど佐渡の題材が映画、テレビ番組などで取り上げられる機会が増えています。

フィルムコミッションにより、マスメディアにおける佐渡の露出度を高めることで、話題性を持たせた宣伝活動を展開するとともに、年度による切れ目のないエージェント対策など、誘客活動を実施してこれまで以上の効果を発現させます。

#### (5) 交流人口の拡大

「観る、する、支える」を基本にしたスポーツ・ツーリズムが注目される中、佐渡国際トライアスロン大会には、人気テレビ番組からも出演者の参加が予定され、多くの撮影スタッフも来島します。これを好機に「スポーツの島・佐渡」の情報を全国に発信し、交流人口の拡大を図るため、スポーツ・ツーリズムを推進します。

また、スポーツ振興の拠点となる全天候型陸上競技場や総合体育館の建設に着手し、市民のスポーツ意識高揚と大会誘致に取り組みます。

近年増加する外国人旅行客への利便性の向上を図るため、島内在住の外国語会話が堪能な人材の発掘及び育成により通訳ボランティア登録制度等の仕組みづくりを進めます。さらに、財団法人自治体国際化協会が派遣する国際交流員を配置し、誘客戦略の強化や受入体制の整備を図ります。

新商品の開発や付加価値の創出に向け、農商工連携の取組を支援するとともに、産学官連携を推進し、共同研究など企業のニーズと大学のシーズとのマッチングを図り大学との交流を促進します。

#### (6) 定住の促進

空き家情報システムを利用したU・Iターン者への支援や、自然豊かな佐渡で農林水産業体験や空き家見学をする島暮らしイベントを実施し、定住人口の拡大につなげます。

雇用の場の確保のため、輸送コスト及び環境に負荷が少ない産業としてIT関連産業を中心に、県や佐渡市東京事務所と連携して引き続き企業誘致に努めます。特に、これまで実施した人材養成研修を生かし、コールセンター誘致の実現を目指します。

また、中心市街地再生に向け、商店街再生モデル地区を設定し、商工会や商店街組合と連携を図り、活性化に取り組みます。

### 【3】交通インフラの整備

#### (1) 航空路の整備

佐渡空港の滑走路2,000メートル化は、島民の安全・安心の確保、産業の活性化、交流人口の拡大に不可欠であり、離島に住む我々の長年の悲願です。拡張整備の早期事業化に向けて、県や関係機関に対する働きかけを強化します。

また、佐渡一新潟間の航空路については、7月の運航再開が予定されており、その安定した運航体制を確保するため、県とともに利用促進を図ります。

#### (2) 佐渡航路の充実

佐渡航路を取り巻く環境の変化を踏まえた航路の維持と活性化に向け、国、県、対岸市、航路事業者、その他関係団体等との協議や検討を強化して将来像を明確にするとともに、これとリンクした各種の航路

利用促進策を実施します。特に、北陸新幹線の開業を絶好のチャンスとして生かすため、上越地域との連携を強化し、機運醸成による広域観光の推進、アクセス改善などによる誘客地域の拡大に着手します。

また、航路運賃の低廉化と運航体制の安定化を図るため、社会資本整備総合交付金を活用して、佐渡汽船の代替船舶建造計画に対する支援を行います。

### (3) 島内公共交通体系の整備

周辺地域と医療機関や中心街を結ぶバスの運行など様々な実証実験を行いながら、公共交通の利用促進を図るとともに、高齢者や学生などの交通弱者にやさしく、効率的で利便性の高い交通体系を具体化していきます。

また、地域住民や団体など多様な運営主体が参入しやすい環境をつくり、地域の実情に合った持続可能な交通体系の構築を目指します。

### (4) 道路の整備

安全で安心な市民生活を確保するため、島内交通の核となる国道350号や県道の整備を、県と連携しながら推進するとともに、市道からのアクセス向上を図ります。

また、ロングライドなどの競技者が安全かつ快適に走行できる環境の整備に努めます。

## 【4】安全・安心な地域づくり

### (1) 地域力の向上

集落等の祭りの衰退に代表されるように、地域コミュニティの弱体化が進んでいることから、伝統文化の振興のために能舞台の修理や祭り用具類の整備を支援し、地域住民が一丸となれる活動の活性化を図るとともに、大学や都市等との交流を促進します。

また、集落運営が困難な地域については、NPO等の様々な団体との連携により、地域の課題を解決するための仕組みをつくります。

あわせて、地域に貢献しているNPOやボランティア団体等の活動を周知することで市民の参加を促し、活動の活発化を図ります。

### (2) 消防防災・救急体制の整備

本年6月から設置が義務付けられる住宅用火災警報器について、設置に対する支援を行い、全世帯への普及を促進します。

緊急時における市民への情報伝達については、統一的なシステムが確立されていないことから、市内全域を網羅するケーブルテレビ回線を活用した緊急情報伝達システムを構築します。

また、ゲリラ豪雨等による家屋の浸水被害が発生していることから、雨水排水計画を策定し安全・安心なまちづくりに努めます。

救急体制については、救急ワークステーションを現在建設中の佐渡総合病院内に整備し、救急隊員の知識・技術の向上を図ります。

### (3) 医療・福祉・介護体制の整備

佐渡の中核病院である佐渡総合病院が本年10月に移転新築し、より高度な医療を受けることが可能となり、市はこれに支援をしています。市立病院と医療機能の役割分担を明確にし、市民への安全・安心な医療の提供を図ります。

一方、市立病院では公立病院改革プランにより経営の効率化に取り組み、年々その成果が表れてきており、更に経営の改善に努めます。

また、島内医療機関が診療情報を共有し、連携を図る地域医療連携ネットワークの構築に取り組みます。さらに、このシステム構築が、中長期的な医師確保につながるように努めます。

看護師不足への対応としては、住宅の家賃補助により看護師のUターン及びIターン者の確保に努めます。

高齢者福祉については、施設入所待機者の解消を図るため、民間事業者の支援を図りながら地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進します。

「医療・福祉・介護」の拠点づくりに向けて、昨年度はモデル地域で住民の意識調査を行いました。今後はその課題を整理し、支え合い意識の醸成を図っていきます。

また、介護福祉分野における人材不足の解消と雇用の促進及び介護サービスの充実を図るため人材確保対策に努めます。

さらに、障がい者の就業支援を強化するため、「障害者就業・生活支援センター」の設置に向けて体制整備を図ります。

## 【5】次世代を担う人材育成

### (1) 子育ての支援

安全・安心な妊娠・出産・子育てができる環境を整備するため、妊婦健康診査の公費負担を引き続き実施するとともに、特定不妊治療費用の助成をします。子育て世代への支援としては、ヒブ、小児用肺炎球菌及び子宮頸がんのワクチン接種費用を助成します。

一方、少子化が進む中、保育園の適正配置に向けた統廃合を計画的に進めるとともに、多様化する保育ニーズなどに対応するため、保護者の意見も十分に聞きながら、保育園の民営化に取り組みます。

また、昨年度実施した第三者評価機関による評価結果を基に、利用者から信頼される保育園を目指し、研修の充実を図るなど、引き続き保育の質の向上に努めます。

さらに、放課後児童クラブを昨年度に引き続き開設するなど充実を図るとともに、空き店舗等を利用した子どもの居場所づくりについても取り組み、仕事と子育ての両立を支援します。

### (2) 次世代の教育

教育は「国家百年の大計」といいます。学校での全ての教育力が子どもの心を育て、学習意欲につながり、これからの佐渡を担う子どもたちの「人間力」となります。学校教育においては、佐渡高校野球部員が咲かせた大輪の花のように、子どもに夢を与え、意欲を持って学習に取り組めるよう教育環境の整備に努めます。

また、郷土を愛し、夢と誇りを持たせる教育を実践するため、小・中学校において地域の人材を活用した佐渡固有の自然、歴史、伝統文化を学ぶ佐渡学を充実させ、トキ、佐渡金銀山、伝統芸能などの学習を推進します。

このほか、子どもたちが職場体験を通して本市の産業や職業及び働くことの意義を学ぶキャリア教育を充実させ、将来、本市の活性化に貢献できる人材の育成に取り組みます。

一方、経済的理由で小・中学校にかかる費用の支払いが困難な家庭に学用品費、給食費等を支給する就

学援助制度について、認定基準を見直しクラブ活動費、PTA会費等、援助対象項目を拡大します。

学校統合については、佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画に基づき、地域住民の意見を十分に聞きながら進めます。

### (3) 佐渡活性化のための人材育成

島内民間事業者や農業者等と研究者が連携し、高付加価値商品の開発ができる人材を積極的に育成します。

また、エコアイランド佐渡の環境施策の充実や、地域産業の振興を図るため、新潟大学等と連携し、朱鷺の島環境再生リーダーの養成を進めます。

一方、大学生の知識や技術を活用して、政策やビジネスモデルの提案を募集し実践に向けて検討するとともに、インターンシップによる企業が求める人材確保に取り組みます。

さらに、新たな知識・技術を習得するための実践的な研修を行い即戦力となる人材を育成します。

本市の歳入の半分を占める地方交付税は現在、合併特例により優遇措置がなされていますが、3年後には特例期限が切れて厳しい状況に直面することが予想されます。

農業においては、TPP参加問題が取りざたされており、農産物の関税が全面的に撤廃された場合、一次産業を基幹産業とする本市では、その影響、被害が甚大と予想されます。

また、観光については北陸新幹線の2014年開業が迫っており、佐渡観光においては、これをチャンスとして捉えなければなりません。

このように激しい局面の変化が予想されますが、一方で佐渡高校の選抜高校野球大会出場は、佐渡に明るい希望をもたらしました。

監督は、わずか5年で選手や家族を変化、成長させ、トップを競う者の気構えと実力を備えさせました。その実績に学び、強い意志を持ってばいかなる難題も乗り越えられるとの思いで、しっかりと行政運営を押し進めていきます。

市民の皆様と議員各位のより一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、平成23年度の施政方針といたします。終わります。

---

### 日程第6 議案第3号から議案第31号、議案第33号から議案第70号

○議長（金光英晴君） 日程第6、議案第3号から議案第31号、議案第33号から議案第70号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案の提案説明を行います。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第10号））について。本案は、第83回選抜高等学校野球大会に出場する県立佐渡高等学校を応援する地元市民等に対して支援するための経費を予算計上するもので、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を488億6,304万3,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本市の関係する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、一定の一般職の非常勤職員についても育児休業を取得することができるようにするなど、国の制度に準じたものとするための改正であります。

議案第5号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員として国際交流事業の促進及び外国人旅行客の誘致を図るために任用する国際交流員、語学指導等を行う外国語指導助手及び公民館運営審議会の委員についての報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 佐渡市世界遺産推進基金条例の制定について。本案は、世界遺産暫定一覧表に記載された「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」に係る文化財の保存及び整備を推進し、官民が一体となって世界遺産登録の早期実現に取り組むとともに、世界遺産登録後の佐渡金銀山に関連する文化財保護活動の推進を図るための基金の設置に必要な条例を制定するものであります。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市債の償還終了に伴い、用地先行取得事業として経理を区分する必要がなくなった土地取得特別会計、そして財産区制度を見直し、地元との協議により財産区の解散が行われた坊ヶ浦財産区特別会計及び佐渡空港拡張整備事業に係る同意取得が進み、予算執行の見込みがなくなった空港用地取得補償特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 佐渡市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、土地開発基金が所属する土地取得特別会計の廃止に伴い、当該基金の所属を一般会計とする必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、佐渡市ケーブルテレビ放送施設をより効率的に維持管理するため、施設の運営について指定管理者による施設管理を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として引き上げられていた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月以降42万円となることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の子どもの医療費助成事業実施要領の改正に伴い、本市においても乳児と子どもの医療費助成事業の統合を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正に伴い、乳児も助成対象となったことなどを受け、本市においてもこれに準じた改正を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農山漁村の振興に係る各種研修、集会、交流等のコミュニティ活動の促進を目的として設置していた沢崎生活改善センターについて、公の施設としての用途を廃止し、地元認可地縁団体に譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、施設の財産管理の見直しにより、土地の分筆を行い、施設の所在地番を変更したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 佐渡市新穂ダムふれあい広場条例及び佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、新穂ダムふれあい広場及び岩の平青少年旅行村を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

議案第16号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年4月から県から佐渡市への屋外広告物に関する設置許可等の事務、権限の移譲が行われることに伴い、当該事務において発生する手数料を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい市営住宅の用途を廃止するとともに、吉井住宅建替事業の施行に伴い、今年度竣工する吉井住宅の管理を開始するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 真野町みどりの景観条例を廃止する条例の制定について。本案は、景観の保存等を目的として暫定条例として残されていた真野町みどりの景観条例について、平成22年4月から佐渡市景観条例が施行されたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第19号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、二見簡易水道、二宮簡易水道及び畑野・小倉簡易水道を水道事業会計で運営するために、水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

議案第20号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人口減少等に伴う水道料金収入の減少を改善し、水道事業を健全に運営するために、水道料金を改正するものであります。

議案第21号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年度に簡易水道特別会計から水道事業会計へ編入する区域の給水区域の変更、前浜簡易水道及び両津北部簡易水道における起債償還額の変更に伴う水道料金の改定並びに南部地区簡易水道の料金統一及び一部の地区を除く簡易水道の水道料金を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関し、立候補する候補者間の選挙運動の機会均等や負担軽減を図るため、既に規定されているポスター作成の公営に加え、公職選挙法第141条第8項に規定されている選挙運動のために使用されている自動車についても公費負担とすることができるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業委員会の組織及び業務の運営についての見直しにより、選挙委員及び選任委員の定数を削減し、法定部会を置かないこととするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成24年4月から前浜小学校と前浜中学校、内海府小学校と内海府中学校をそれぞれ連携校として開設するため、また、平成25年4月から金井小学校と金井吉井小学校の2校の統合及び畑野小学校、後山小学校、小倉小学校の3校を統合するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育法第29条の規定により、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議する公民館運営審議会を設置することその他文言整理等を行うものであります。

○議長（金光英晴君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

休憩前に引き続き市長の提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、先ほどの休憩前に引き続きましてご提案、ご説明申し上げます。

議案第26号 佐渡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、歴史民俗資料館のうち金井歴史民俗資料館について、公の施設としての用途を廃止し、研究目的等の収蔵庫として利用するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川技能伝承展示館で行う事業に要する使用料の見直し、その他関連する文言整理のため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第28号 佐渡市相川文書館条例及び佐渡市立明治記念堂条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川文書館及び明治記念堂について、公の施設としての施設を廃止し、有形文化財として保存するため、条例を廃止するものであります。

議案第29号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、カラオケボックス等の遊興として利用する個室型店舗における安全管理のため、当該個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するものにあつては、開放した場合に避難の障害とならないよう自動的に閉鎖する構造とする措置を講ずる必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第30号 公有水面埋立てに係る意見について（水津地内）。本案は、新潟県が実施する道路改良事業により、道路施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てすることについて、新潟県佐渡地域振興局長から意見を求められていますので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）。本案は、豊岡漁港（岩首地区）内において、新たに生じた土地の確認の議会議決を受けましたが、議会の議決を経た後に面積の誤りが認められましたので、改めて地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認をするものであり



ます。

議案第33号 北小浦漁港漁港施設災害復旧工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市が北小浦漁港内において漁港施設災害復旧事業により施行する工事の契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 小木地区埋設農薬掘削処分工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市が小木地区において埋設農薬を掘削処分する工事の契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 財産の無償譲渡について(旧地方青年の家敷地)。本案は、旧地方青年の家敷地について、地元認可地縁団体へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 財産の無償譲渡について(沢崎生活改善センター)。本案は、沢崎生活改善センターについて、地元認可地縁団体へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 市道路線の認定について。本案は、国道350号国仲バイパス工事に伴う県道再編により、現在の県道部分の市道路線についての認定及び羽茂地区の道路新設改良工事に伴う市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 市道路線の廃止について。本案は、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められる市道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 佐渡市辺地総合整備計画(平成22~24年度)の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画(平成22~24年度)を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、刈谷田川水防事務組合が平成23年3月31日限りで解散し、脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定による新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ14億6,130万1,000円を追加し、予算総額を503億2,434万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び繰入金などの増額計上と国庫支出金、県支出金及び市債などの減額計上、歳出では世界遺産推進基金造成経費に1億円、集会施設整備助成事業に1億円を予算計上するほか、道路除雪経費に3億2,302万7,000円、そして減債基金積立金に7億円などを予算計上するものであります。

議案第42号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億9,472万3,000円を増額し、予算総額を72億2,203万6,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入予算については保険税、国庫支出金、県支出金及び繰入金の追加、共同事業交付金の減額等であり、歳出予算については給付費の増額により、保険給付費を追加するととも

に、前年度の国庫負担金等の精算に伴う諸支出金を追加し、共同事業拠出金、保健事業費及び予備費の減額等であります。

議案第43号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出額にそれぞれ498万円を追加し、予算総額を1,440万1,000円とするものです。また、補正内容として平成23年3月をもって本会計を閉鎖するために、第三者納付金及び過誤調整による診療報酬の返納による収入を一般会計繰入金として清算するものであります。

議案第44号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ148万5,000円を減額し、予算総額を7億2,918万1,000円とするものです。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第45号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,871万8,000円を追加し、予算総額を71億4,614万9,000円とするものであります。主な補正内容は、総務費及び保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みに基づく歳入歳出の増減に伴う予算補正を行うものであります。

議案第46号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,596万4,000円を減額し、予算総額を18億2,128万円とするものであります。主な補正内容は、維持管理費及び建設改良費の減額であります。

議案第47号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ888万2,000円を減額し、予算総額を37億5,443万1,000円とするものであります。主な改正内容は、歳入では負担金及び分担金等の増額計上、県支出金、市債等の減額、歳出では受益者分担金、負担金、前納報奨金等の増額計上、流域下水道建設費負担金、漁業集落排水費委託料等の減額であります。

議案第48号 平成22年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ326万2,000円を追加し、予算総額を521万円とするもので、会計廃止に伴い、既往の地方債の償還額を増額計上するものであります。

議案第49号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ382万8,000円を減額し、予算総額を4億7,108万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入ではサービス収入及び基金繰入金を減額するもので、歳出では介護サービスを減額するものであります。

議案第50号 平成22年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ345万4,000円を減額し、予算総額を374万9,000円とするもので、造林事業受託事業の減によるものであります。

議案第51号 平成22年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ258万5,000円を減額し、予算総額を364万4,000円とするもので、造林事業受託事業の減によるものであります。

議案第52号 平成22年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の

歳入歳出予算額からそれぞれ98万8,000円を減額し、予算総額を108万7,000円とするもので、造林事業受託事業の減によるものであります。

議案第53号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳出において公有財産購入費を減額し、一般会計繰入金を増額する組み替えを行うものであります。

議案第54号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支において、収入を315万4,000円増額し、収入総額を24億1,012万円に、支出を3,764万4,000円減額し、支出総額を24億4,996万3,000円とするものであります。また、資本的収支においては、収入を787万4,000円減額し、収入総額を2億8,607万円に、支出を1,496万9,000円減額し、支出総額を3億3,675万6,000円とするものであります。主な内容としましては、患者数見込み等の修正に伴う収支の増減と一般会計繰入金を増額の補正であります。

議案第55号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を257万円増額し、収入総額を10億9,765万2,000円に、支出を897万3,000円減額し、支出総額を10億8,312万6,000円とするものであります。また、資本的収支について、収入を1億3,694万6,000円を減額し、収入総額を10億8,489万8,000円に、支出を8,560万円減額し、支出総額を15億5,986万7,000円とするものであります。主な内容は、給水収益の増額、経常経費の不要額の減額及び建設改良事業計画の見直しによる減額などを計上するものであります。

議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算について。平成23年度予算は、行財政改革や戦略的な成長力投資戦略をまとめた佐渡市将来ビジョンに沿って取り組み、佐渡の豊かな自然の恵みを生かした産業おこしと佐渡の魅力を生かしたにぎわいの島づくりを基本とした成長力強化戦略を柱に、平成23年度の予算編成を行ったところであり、本市の平成23年度一般会計予算案は、予算規模で464億円となり、平成22年度当初予算に比べ43億7,000万円の増額で、率で10.4%の増となりました。歳入では、市税収入が落ち込む中で、国の地方交付税の増額確保を受けて、地方交付税を予算計上したものであります。また、歳出では公債費等の義務的経費が依然として高い水準で推移し、特別会計や企業会計への繰出金の負担も大きい中ではありますが、成長力強化戦略に基づく重点政策事業を着実に実行しながら、限られた財源を最大限有効活用するための予算編成を行ったところであり、

議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、国民健康保険の健全な運営を確保し、近年増加する一方の医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持、増進を図り、健やかな生活が営めるよう保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療に関連する諸費用及び介護保険に係る納付金等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を71億6,300万円とするものであります。

議案第58号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の保険料徴収等に係る予算で、予算総額を7億1,280万円として編成するものであります。主な内容は、歳入では後期高齢者医療保険料に4億4,840万8,000円、一般会計繰入金に2億5,834万3,000円、歳出では人件費、事務費等の総務費に3,216万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に6億8,018万8,000円を計上するものであります。

議案第59号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、第4期介護保険事業計画

期間の3年目の予算であります。このためこれまでの事業動向等を加味し、介護給付費及び地域支援事業費等の所要の予算と、平成24年度から3カ年の第5期介護保険事業計画策定に向けた経費等を計上したもので、歳入歳出予算総額を70億7,520万円とするものであり、対前年度比では2億5,070万円、3.7%の増加となっております。

議案第60号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,730万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億1,708万8,000円、国庫支出金3億80万円、一般会計繰入金5億2,799万8,000円、市債2億590万円などで、歳出の主なものは効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費7億3,321万円、施設の維持管理費1億7,684万7,000円、公債費3億3,582万1,000円などを計上するものであります。

議案第61号 平成23年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,020万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料6億2,860万8,000円、国庫支出金4億円、県支出金448万円、一般会計繰入金15億6,407万3,000円、市債3億3,810万円などで、歳出の主なものは汚水処理の普及促進を図るため、下水道建設費9億5,336万2,000円、公債費14億525万5,000円などを計上するものであります。

議案第62号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,210万円とするものであります。歳入の主なものは、負担金及び使用料1億1,587万6,000円、一般会計繰入金1億4,393万円、歳出では人件費、事務費等として6,344万9,000円、番組制作費として4,196万6,000円、施設管理費及び整備費として7,522万6,000円、公債費として8,045万9,000円などを計上するものであります。

議案第63号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を4億9,390万円とするものであります。歳入の主なものは、介護給付費収入3億8,150万3,000円、自己負担金収入7,123万1,000円、基金繰入金3,731万円などで、歳出の主なものは施設費4億1,916万8,000円などを計上するものであります。

議案第64号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算額を5億8,330万円とするものであります。主な内容は、歳入では介護給付費収入3億4,408万8,000円、自己負担金収入1億36万2,000円、繰入金1億3,267万8,000円、歳出では施設費など4億9,509万円、公債費8,781万円などを計上するものであります。

議案第65号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ49万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費などの経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第66号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ874万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第67号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087万8,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第68号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ672万3,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第69号 平成23年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を25億2,011万9,000円、支出総額を24億9,496万9,000円に、資本的収支の収入総額を1億810万6,000円、支出総額を1億6,946万5,000円とするものであります。主な内容としましては、病院改革プランに基づき経営の効率化を進めて、経営健全化を図るとともに、地域医療の確保に努めるものであります。

議案第70号 平成23年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の予定額を13億5,520万円、支出の予定額を12億5,910万円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を12億3,920万6,000円、支出の予定額を18億5,275万円とするものであります。主な内容は、相川浄水場建設事業、藤巻第2配水池改修事業、国庫補助事業による両津、金井及び真野地区の老朽管更新事業、全地区の配水管布設替事業のほか、水道施設、管路、給水装置等の情報を明確にするための水道施設管理システム整備事業の実施等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第10号））についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 36項外国語指導助手、37項国際交流員、この違いはおおよそわかりますが、その区分けと、もう一つは月額30万円を下回らない額という算定根拠はどこから持ってきたのか。その辺を聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

国際交流員のほうからお話をしてまいります。議案第5号でございます。国際交流員の促進及び外国人旅行者の誘致を図る、この目的で自治体国際化協会というところがございますけれども、語学指導を行う

外国青年招致事業、JETプログラム、この派遣事業により国際交流活動に従事するもので、外国からの旅行者の誘致や受け入れ基盤の整備、国際理解の促進等を行うものであります。現在佐渡市と友好都市であります中国の陝西省人民政府職員を要望しているところであります。業務の内容といたしましては、外国からの訪問客の接遇、国外における観光説明会や商談会、イベント等での通訳、刊行物やパンフレット及び市が発行する案内物等各課から依頼があったものの翻訳、外国人旅行者のおもてなし講座、外国語並びに国際理解講座、こういったようなものを開催して島内にいらっしゃる外国人の支援事業等も兼ねて行う予定でございます。

30万円という部分でございますけれども、これはここの国際化協会等からの一応基準によりまして決めておりますけれども、給料以外の超過勤務、そういったようなものはすべてこの中で含まれるというようなことでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） ALTについては、小学校、中学校への外国語の指導に出かけております。

それで、30万円については、先ほど観光商工課のほうで申し上げました国のほうの制度で、30万円を下らないということでありまして、そうしております。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） おおよそのことは理解をいたしました。極めてこういう基準であると不明朗な面がある。旅費も出さない、あるいは超過勤務手当も出さない、あるいは住宅手当が出ているのかどうか分からないが、50万でも、60万でもいいという解釈にもなる。それと、外国語指導助手と、こういうのは国籍が例えば日本人であったとして、外国語を教えている人もこれに当てはまることになるが、そういうふうな事例はあるのかどうか。この2点についてご説明をお願いします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） ALTについては、国の事業で外国からの人を招致して日本に外国語を指導するということでありまして、日本国籍ではありません。

国の事業でありまして、月額30万円を下らないということでありまして、30万円を限度に払っております。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） これからの若い人たちの国際化を目指していくには、外国語教育をしていかなければならないということは、十分に認めます。それだけにこういう事業は大いに活発に私はやっていただきたいと思いますが、例えばこういうことを言うとちょっと失礼になるかもしれませんが、ヨーロッパ圏、東南アジア圏、あるいは米国関係のところの経済の私は為替レートが違う、それを日本と同じような、日本に来たことによって日本のレートで換算をするという形で30万円を下回らない金額というふうな表示であろうと私は理解するのですが、そのように理解していいのか。外国人を相手にするならば、ドル立て契約あるいは元立て契約とか、そういったことも考慮に入れるべきではないかということをお尋ねして終わります。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

私のところは、国際交流員ということでございますけれども、教育委員会のほうの派遣と同じだというふうを考えておまして、採用期間については4月16日から24年の4月の15日までと。勤務時間については休息を除き35時間程度、1日7時間というようなことでございます。報酬については、所得税及び住民税控除後の手取り年額が360万円を下回らない額と。月額30万というようなものを下回らないというふうな条件でございますし、島内を移動する際の旅費等については負担しないというような、こういうような規定が国のほうで決められているということでご理解いただきたいということでございます。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

外国語の指導ということでありますので、佐渡の場合には英語圏からの募集でございます。なお、今現在8名のALTを採用して小学校、中学校への外国語、英語が主ですが、その指導に当たっております。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 金額の規定の仕方についてお伺いします。

他のいわゆる非常勤の特別職の規定は、定額で定めてあるか、あるいはそれを上回らないという、いわゆる上限を示す例が多いわけです。これは全く逆で、下限だけを示して、国が言うとおりにあとは執行部が言い方悪いけれども、勝手に予算化できると。極端に言えばこういうことです。もし必要があるのであれば、その都度改正すればいい。この下回らないという表現については、いささか私は疑問を感ずるのですが、その点についてのこういう規定をした、これは国が決めたから下回らないという規定にしたのだと思うのだけれども、これについての考え方は直す必要はあるかと思うのですが、いかがですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございます。私どもも規定するに当たっては、その部分を一番懸念をしたのです。本来ですと、定額もしくは上限規定ということでございますけれども、今回の場合先ほどから説明ございますように、手取り額で月額で30万を下ってはいけないという国の規定がございまして、それでどうするかどうするかいろいろ協議しました。他市の例等もいろいろ調べてみたのです。その場合、はるかに上の金額で定めているところもあります。例えば40万とか、50万とかという金額で定めてしまえば、その内輪ということになりますので、月々の手取りが変動します。そのためかなり上で決めるという方法もあるのですが、今回他の例の中に私どもみたいにして最低額で決めてあるところがありました。そのために一番明確な規定の仕方として、私どもまだまだ疑義は持っておりますが、とりあえず今回は最低限の額で定めてみた。これは、まだ検討したいというふうに思っております。見直しの余地は多々あると思っております。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今総務課長が見直しも検討するということですが、やはり下限と上限を示すか、定

額にするか、これは早い機会に見直していただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 二、三お尋ねをしたいと思います。

A L Tあるいは今回やる国際交流員ですか、とりわけA L Tについては、雇用のあり方が全国的に問題になっております。学校の先生と協議をしながら英語を進めるということですから、この提出してあるとおりでありますから、市が特別職として直接雇用をするという考え方でいいのだらうと思うのですが、その辺を確認をしておきたいと思います、A L Tも交流員も含めて。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 意味がわからないということで、つまり派遣労働でやっているところもあるのです。そうすると、教育現場で先生と打ち合わせすることができないのです。やるとすれば偽装請負になるということで、全国的に問題になっているのだ。交流員も同じことです。ですから、この条例から見ると、直接雇用なのだらうというふうと思うのだけれども、それでいいのかということを確認をしているところです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

J E Tのほうからは、派遣になるかと思いますが、市のほうでは直接雇用ということでございます。また、ここに係る経費の8割は交付税措置というふうなお話をいただいております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今説明があったように、全国の自治体でもこれやれば交付税措置があるのです。だけれども、実態として先ほどありましたが、J E Tとの関係も含めて、やっぱり派遣労働になっていて問題があるというのは全国的にも起きているのですが、問題ないということですが、ではA L Tのほうはどうですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

国際交流員と同様、委託事業でなく市の直接雇用であります。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 大体これおかしいと思うのだ。まず第1に、英語圏なのか、何圏なのか、母国語をどうするのかということが1つ。国が国がというけれども、国のどういう法律なのか、その法律の根拠をまず示していただきたい。国がどう言っておる、どう言っておる、国と言えば何でも自治体は聞かなければならぬと、そんなばかな話はない。このJ E T、J E Tと何とか協会というのもどういう協会なのか、国の天下り先なのかどうなのか、何とか協会といえればみんな正しいように思うけれども、そうではないと



思う。これは、どういう協会なのか示していただきたい。

それから、今までも外国の指導員が来ていたけれども、これがないときはどういうふうな形で給与を払っていたのか。

それから伊藤観光商工課長、交流姉妹都市から呼ぶというけれども、その姉妹都市というのは中国の中で、私は相当な田舎だと思うのだけれども、そこの中国語が北京漢和なのかどうかはわからないけれども、そうではなくて、もっとフラットな中で選択をするような格好で選んでこななければ、ただその人を呼ぶためにこんなふうなことをして、ほかのこともやらせると。私は、どういうことかわからない。

それからもう一つ、国の指導、国の指導というけれども、ではこの資格審査はどういうふうにして教育委員会は決めておるのか。私は、幾つかのちょっと私の子供を含めてこっちから出す場合があるけれども、せいぜいドミトリーと、それからその国によってだけれども、そんなに多額の金額をもらうようなことではなかったと思うし、もう一つは本当に専任でやるのならいい。しかし、1年か2年で帰るのではないかと思うのだけれども、そういうふうなのにこういうふうな金額を払って本当に教員としての指導があると認識するのかどうか。その辺についてしっかりとした説明を求めたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

国の事業ということですが、財団法人自治体国際化協会の内容等については、今資料を持ち合わせていませんので、後で提出したいというふうを考えております。

なお、外国人の指導助手については、この協会のほうから募集要項が来まして、市のほうでは英語でどこどこ圏域からお願いしたいということで要望を出します。そこで、そこから割り当てが来て、それで面接して採用するというふうな格好になります。こういう事業がなかったときのことで、大分この事業も続いておまして、合併する前からの事業でございます。なお、今後は来年度から小学校にも外国語の活動というものがあります。こういうALTを活用して、先生と指導助手というふうなことで、TTによる授業を行いたいというふう考えております。

なお、契約は1年契約ですが、来るときの渡航費用、帰るときの渡航費用も必要というふうなことで、できるだけ継続してもらいたいというふう考えております。なお、来た折には1年で帰るのではなく、2年、3年、4年いるということで、その辺は説明してそういうふう努めてもらっておるところでございます。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

佐渡市と友好都市の洋縣の上部組織であります陝西省人民政府職員、一応トキとの交流もありますので、そういうところの職員がよいのではないかなというふうなことで、リクエストしておりますけれども、これは自治体国際化協会が実際に派遣をするその内定が2月末ということになってございますし、それから一応日本語能力検定1級程度の語学力を有しているということが条件になっております。そういうことで、佐渡にお越しいただいて、また中国への観光誘客にも参加していただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 午後までにJ E Tという組織の内容を出してもらいたいものだけれども、そもそもこれ1つしか日本にないのかどうなのか。それから、あたかもこれがこしきだめのような説明の仕方だと思っただけだけれども、私は必ずしもそうではないと思う。

それからもう一つは、伊藤課長の私はその人ありきのような形だけれども、私は中国の場合どちらかというと、上海とか、それから広州とか、北京とか、こういうところから人を呼んでこなければ人間来ないのではない。だから、そういうふうな安直な発想そのものがおかしいと思う。

それから山本課長、資格審査がただ面接だけだというけれども、このJ E Tというのが教員としての、指導者としての資格審査がどういう資格審査のもとにそれをこっちに推薦して、あなた方がどういう形で面接しておるのか。委員会で聞くけれども、全くこれいかげんだなと思うし、今までではどういうふうな給料を佐渡市は払っていたの、この条例がないときに。それについての答弁がないけれども、委員会で聞くけれども、いかげんな条例の提案だと私は思うのです。結論ありきで、ただ形をつくって出している。総務課長も今の答弁では、総務課長自身がおかしいと思っているようなものを出してきているというのは、これは市民に理解を得られないと思うのだけれども、今までどういうふうにして払ってきたかということと、このJ E Tという組織がどういう組織なのかということを午後までに提出するように議長にお願いしたい。その2つをやめます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

以前の状況ですが、以前は国際交流員がいなかったということもありまして、A L Tだけの条例で佐渡市語学指導等を行う外国青年の報酬等に関する条例というもので支払いをしておりました。なお、30万を下らないというのは、国との条約によって所得税、住民税等が必要ない国と必要がある国がありまして、それを差し引かれた場合が考えられるということで、30万円を下らないというふうに設定したというものでございます。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

国際交流員の派遣については、上海あるいは広州等中国の都会の方をというようなお話でございます。この派遣の要請を行うに当たりまして、こちらのほうからは業務内容として、総領事館のビップの訪問者、あるいは中国の大学の連携あるいは観光客へのおもてなしの指導、中国語講座、こういうようなあらゆる分野で広く活躍できる人材をということでお願いをしております。そのような方が来ていただけるものというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

議案第6号 佐渡市世界遺産推進基金条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

以前目的別基金がいっぱいあるということで、整理もした経緯もあるのですが、世界遺産の場合は佐渡市のきょうの施政方針の中にもありましたが、特別な大きな柱立てのプロジェクトとして、この間進んでいるわけでありまして。そういう角度から見て、なぜ今基金で対応していく必要があるのかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） お答えいたします。

なぜ今のタイミングなのかというお尋ねでございしますが、ご存じのように昨年11月に日本の暫定一覧表をユネスコは正式に受理をしたということで、ワンステップ上がったというタイミング、これはまさしく今でしかないということ、それをとらえて佐渡市、それから地域住民、県外も含めて、全体で盛り上げていこうという、これ一つのある意味シンボリックなものというふうにとらえております。あと昨年来やはり世界遺産登録に向けて、ぜひ使ってほしいというお話も幾つかあります。ただ、現状ですと、ふるさと納税に当面繰り入れるしかないのですが、これが年度ごとで処理されてしまいますので、そういう皆さんの申し出を有効に使うという意味もございまして、今回ぜひ基金を立ち上げさせていただきたいということでございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、今のお話ですと、皆さんからいただいたふるさと納税みたいなものをここにためて有効に活用していきたいということなのですが、例えばこの後ある補正で1億盛って、新年度で300万ぐらいでしたか、盛ると。そこにプラス今後ある多くの方々の善意の金を入れたその枠の中で対応するという考え方なのですか。つまり私何言いたいかといいますと、世界遺産という、いいかどうかは別にいたしまして、大きな柱立てがあるから、必要なときは必要な金私要ると思うのです。かえって基金をつかって、この予算の範囲内ということになると、かえって型にはめてしまうことにはならないのか、そういう意味でどうなのかということなのです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） お答えいたします。

当然基金立ち上げて、来年度早々から企業も含めて大々的に宣伝をしながら寄附をいただくということ

は、これ当然進めてまいります。この基金に当然1億を市がまず最初に拠出して、あとは寄附をどんどん積み上げていくわけですけれども、将来的には具体的に申しますと、5年後ぐらいをめどに、総額で3億ぐらいの基金にしたいなというふうに思っております。これは、そのお金だけで今後世界遺産に必要な経費を賄うということでは当然ございません。必要なものは一般会計の中で当然財政負担をしていかなければだめなのですけれども、その一部に充てるということでございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） いま一つちょっとわかりにくいのですが、つまり今言った話でいうと、やはり一般会計の中において私やっていくほうが一般会計からも出すつもりなのでしょうけれども、そこのところから出していくほうが私は市民の目にも見えやすいし、例えばふるさと納税等で来るものであれば、それはそれとして積みばいいのであって、今言ったこの議会でやる1億と300万の補正で、それが5億ぐらいになるというお話でしたが、本当にそうなりますか。

○議長（金光英晴君） 北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） お答えいたします。

先ほども申し上げたように、今一般の方の寄附も含めて、声がかかっておるその受け皿がないということも一つ大きな要素でございます。ふるさと納税は、基本的に個人の方ですし、一般企業等からの寄附の申し出等については、今現在寄附採納で一般会計に入れて、その年度内で処理をされてしまいますので、これを将来的にわたってやっぱり有効に使っていきたいということが一つ大きな目的であるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 特別会計条例の一部を改正する条例ですが、具体的には3つの特別会計を廃止するという内容のものです。そのうちの1つ、1条15号の空港用地取得補償特別会計についてですが、私はこの会計が設定されるときにも極めてイレギュラーな特別会計であり、問題があるということを指摘をしたわけですが、付託を受けた総務文教委員会では、異例ではあるけれども、特段の政治的な配慮に基づいて認めるというふうな意見をつけて、この会計を発足させたわけです。結果的には会計全体は不執行のまま今回廃止の提案がなされているわけですが、特段の政治的なという部分の委員会がつけたその趣旨を具体的にクリアした形でこの会計が廃止に至っているのかどうかについてお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

これにつきましては、昨年臨時議会で作ったと記憶しておりますけれども、今の議員のおっしゃられることに関しましては、やはりこれは用地の同意取得のためにも必要という観点から、そういう方向に

なったものだと思っております。そういう意味におきましては、昨年の11月の29日に同意率92.2、P Iを含めると97.4をもちまして、県にP Iに進んでいただきたいということを県にお願いしたということで、所期の目的はある程度達成したのかなというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 廃止するわけですから、今さらに細かいことを言うわけではないですけども、イレギュラーな特別会計を組んで、確かにタイトルは空港用地取得補償という建前で地権者同意のバックボーンとして、それを解決しながら取得に回ったということについて、全く会計を執行しないで同意率を少なくとも県のほうに上申できる程度のレベルではクリアしたというのはわかります、そのようなご説明でしたから。ただ、それは極めてストレートに見た意味ではそうですけれども、あえて委員会が特段の政治的云々という意見をつけて認めた部分について、どのような形でそれがクリアされたというふうに考えているのかということ聞いたわけです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

私の答えとしては、政治的というような話についてはちょっと答える立場ではないのですが、先ほど言いました結果が出たということ、結果を目指して多分政治的配慮でそういうものをやったのかなというふうにとらえております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市新穂ダムふれあい広場条例及び佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 真野町みどりの景観条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許し

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 2点ほどお聞きしたいのですが、まず地区公民館に分館を設置するという改正になっておりますが、従前は置くことができるという規定になっておるようですが、これをなぜ設置するというふうに変えたのかどうか。その理由をまずお聞きしたい。

それからもう一点ですが、公民館運営審議会について、第6条関係についてお伺いします。現在公民館運営審議会の委員さんは在職されているのかどうか。もし在職されているとすれば、附則で言う特例措置の任期、平成24年3月31日までとするという、この辺との整合性についてお聞きをいたしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

分館を置くということで、設置するという明確化ですが、現在のところ地区公民館と分館を設置して進めております。ただ、明文がないために、今後組織の充実という面では、ここで設置して事業を展開していきたいということを考えております。

それから、公民館運営審議会の件ですが、これにつきましては、従来佐渡市には設置されていなかったわけですが、再三下越教育事務所のほうから指導あるいは今公民館事業が当初の合併当時より大幅に状況が変わってきております。そういう面では従来各公民館長の連絡協議会の中からいろんなご質問、ご意見をいただいておりますけれども、一步離れた任意の審議会をつくって、その中で今後のあり方等について審議をいただきたいということで、今回改めて公民館審議会を置くということで改正したいと思います。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、地域公民館に分館を設置するというのは、別に法に基づく改正ではないというふうにとっていいわけですね。

それでは、2点目の公民館運営審議会の委員さんは、現在いないということですね。それから、こういう条例の中に公民館運営審議会そのものが規定されていなかったから、今回新たにすると。これは、私ども議会においても気がつかなくて反省すべき点があるのですけれども、本来やっぱり規定すべきものだと思います。そうすると、今いないのに新たに第6条の3項では、審議会の委員の任期は2年とするということで、これが23年4月1日からもし施行するということであれば、任期2年ですから25年までできるわけですね。なぜ特例措置1年でする必要があるのか、その辺をお伺いしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えいたします。

今の事務局の考えとしてですが、現在社会教育委員が年間数回の会議を持ちながら、毎月のように任意的に各公民館等を回りながらいろいろ調査、審議をしていただいております。そういったところで、できれば社会教育委員の人たちからこの公民館運営審議会委員になっていただいて、いろいろご提言をいただきたいと。その残任期間が1年ということですので、この辺を配慮した上での期間ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今お聞きしますと、何か社会教育委員さんがそのまま公民館運営審議会の委員に委嘱したいというふうな意向なのですが、それでは余りにもちょっと簡単過ぎるというか、安易過ぎるのではないかなと思う。本来の公民館運営審議会委員は、やっぱり社会教育委員とは別個に置くべきだと思いますが、その辺の見解を求めます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

ここ数年社会教育委員の人たちにつきましては、社会教育全般でありますけれども、公民館の中のことにつきましても、いろいろ建議として提言をいただいております。そういった意味では、各種事業、全体



事業につきまして熟知しておりますので、社会教育委員の皆様から提言、審議をいただけるのではないかと  
いうふうに考えております。参考でありますけれども、県内の公民館運営審議会の設置状況につきましては、  
単独で13、社会教育委員と兼務が11と、未設置6ということであります。参考ですけれども、下越  
管内の未設置については、佐渡市と粟島浦村でございます。

○議長（金光英晴君） 金子克己君。

○21番（金子克己君） この時期に市の公民館条例の一部改正する条例が提出されておるわけですが、  
この中で2点ほどただいまの臼杵議員とダブらない点でお聞かせをいただきたいと思っております。

2点といいますのは、分館を設置するという事項が入ったことと公運審のことでございます。先般教育  
長名で地区公民館の整理統合に関する諮問が諮問案を添付して社会教育委員会に提出され、ただいま審査  
中で、その審査もまだ十分審査がなされていないと聞いております。結論が出ていない、まして答申も出  
ていない教育長が出された諮問案を諮問案どおりになることを見越しての答申を期待して条例改正が提出  
されたのではないかと感じております。私は、まさしく社会教育委員をないがしろにした行為と考えてお  
ります。なぜ早急に条例の一部改正条例が出されたのか、明確に答弁をしていただきたい。私は、地域公  
民館活動はまさしく充実した市民生活を送るために生涯学習活動の地域における最前線活動の場と認識し  
ております。よりきめ細やかな地域づくり、人づくりをなすためには、地域公民館が必要です。生涯学習  
推進に市長を先頭に取り組んでいる、また緒についたばかりです。理解できません。

ただ、改正条例第6条の公運審の設置条例は、私は了とします。今まで設置されていなかったことが不  
自然だと思っております。しかし、公運審が設置されるわけですが、第6条の2にある報酬、費用弁償の  
予算化はどうなっておりますか。諮問書に公運審は、社会教育委員が兼務と教育長案が示されております。  
現在の社会教育委員会議は、年3回の開催と聞いております。実際におきましては、6回以上の無償の開  
催も伴われております。それは、ただいま社会教育課長が自主的に社会教育委員は会議を開いておるとい  
うように言われておりますが、無償でほとんどの会議は開かれておるといふ現状であります。そこに公運  
審のこの会議がさらにその社会教育委員会議に加わるわけです。説明を求めます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

臼杵教育長。

○教育長（臼杵國男君） お答えいたします。

まず、1点目の諮問の件ですが、たしか6月議会議員からもご指摘がありまして、佐渡市になって社会  
教育委員の会議が本来の委員会を機能していないではないかという強いご指摘がありました。私もかつて  
社会教育委員をしておったこともありまして、確かにご指摘のとおりかなと思っていたところございま  
す。改めて佐渡市になり、8年目を迎える中で、この公民館のあり方、どうあるべきというのは、一つの  
喫緊の課題でありまして、そのことを踏まえて今回公民館のあり方を諮問した次第でありまして、答申を  
踏まえて私ども公民館のあり方を検討してまいりたいと、このように考えています。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

公民館運営審議会の委員長、委員の日額ですけれども、これにつきましては、佐渡市非常勤特別職の職  
員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例案に加えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 金子克己君。

○21番（金子克己君） 教育長の答弁は、私の質問の答弁になっていないのではないかと思います。また社会教育委員の教育長が出された諮問についての整理統合の答申が出ていないわけです。また社会教育委員は、地域公民館の分館制度がいいかどうかとも答申を出していないわけです。それなのに今回の条例改正になぜ早急に答申が出ない前にこの分館設置の条例改正がなされたのかを聞いておるわけです。そのようにお答え願いたいと思うのです。

次に、公運審のことですが、それならすみ分けはどういうように、名称はどういうように社会教育委員兼公民館運営審議委員というようになるのですか。そこをお答え願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） 白杵教育長。

○教育長（白杵國男君） ご指摘いただきましてありがとうございます。答申を受けまして、私ども今後十分考えていかなければならぬこととっておりますので、その辺議員からご理解願いたいと、このように思います。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えいたします。

社会教育委員と公民館運営審議会を兼ねるということですが、これについてはそれぞれの委嘱状が出ますので、兼ねてということよりは、個々をお願いするという形になるかと思えます。

○議長（金光英晴君） 金子克己君。

○21番（金子克己君） ぜひ分館の設置につきましても、地域公民館長等の意見も十分拝聴し、そして社会教育委員の答申の内容を吟味した上で、この事業、分館の設置を進めてもらいたい。早急には生涯学習の最前線の現場を預かっておるわけですので、ぜひ慎重にこの分館については検討していただきたいというふうに思っております。

それから、公民館運営審議委員のほうですけれども、これについても社会教育委員は、社会教育委員本来の仕事があるわけです。過重にならないようにすみ分けを十分しながら、私は兼務は了としておりますけれども、過重にならないように、またほとんどが無償で今現在社会教育委員は活動しておるわけです。報酬は年に3回です。それ以外に6回以上は無報酬で出ておるというように聞いておりますので、そういうことのないように今後よく精査をしてですね、運営をしてもらいたい。何かありましたら答弁お願いします。

○議長（金光英晴君） 白杵教育長。

○教育長（白杵國男君） さまざまな角度からご指摘いただきまして、大変ありがとうございました。そのことも十分考慮しながら、今後考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 単純な疑問として聞きたいのですけれども、公民館に地区公民館を、地区公民館に分館を設置すると条例が書かれているのですけれども、この地区公民館というのは、今まで旧市町村別に10カ所あったのでしょうかということと、地区公民館に分館を設置すると。この分館の設置する数というのは幾つぐらいになるのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

地区公民館については、旧市町村のところに地区公民館ございまして、その下部組織として分館がございまして。大変申しわけありません。分館の数ちょっと持ってきておりませんので、後日報告させていただきます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 合併してから役場職員の人たちはどんどん、どんどん本庁に吸い上げられて、周辺部、特にサービスセンターになったところは本当に沈滞ムードになっております。ですから、この公民館組織というのは非常に大事だと思えますし、私もちょっと公民館合併前にやっていたことがあるのですが、たしか公民館運営審議会というのも各10市町村にあったのではないですか、なかったですか。小木にはありましたけれども。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

分館については、合併前からそれぞれの地区におきまして分館がございまして。今ちょっと数字が出てきましたので、分館施設につきましては275ございまして。

公民館運営審議会につきましては、旧10カ市町村ともございまして。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） ありましたよね。あつて、現在も継続しているはずなのです。というのは、例えば運動会とか、文化祭とか、町民運動会、町民文化祭はどうしようかというときに、小木地域では公民館運営審議委員会というのを開いて、ことしはどういう規模でやろう、どういう種目にしようとか、どういう形でやろうかというのをいつも、毎年その中で審議しながらやっていたわけなんです。ですから、当然それは続いていたと思えますし、今こういうふうな形で審議委員の定数20人というのが書いてあるのですけれども、この20人というのは佐渡全体で20人ということでしょうか、それとも旧市町村10カ所のそれぞれのたしか審議委員が小木地域でも15人とか、20人近くおったのですから、そういう形ですか。全島で20人というと、ちょっと少ないような気がしますし、各地域でいうと多いような気がするのですか、どちらですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 公民館運営審議会につきましては、旧10カ市町村当時は恐らくそれぞれにありましたけれども、合併と同時に恐らく一たんそれで発展的に解散されたと思えます。現在20名といたしますのは、県内状況を見ても、おおむね20を前提にして、それ以内で構成されていると。今現実的に事務局として提案しているのが広く地区の代表はもちろんですが、それ以外のいろんな団体から集まっていたら、現在の公民館活動、状況についてどうあるべきかをできればこの中で審議をいただきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 提案理由の説明にもあったかと思うのですが、金井にある資料館を廃止をして、収蔵庫として活用するという事なのだろうと思うのですが、金井の中にあるものもかなり多かったのではないかというふうに私記憶をしています。私あるとき研究者を案内したら、いや、非常にいいところだなということで褒められた覚えもあるのですが、その辺どうなるのかと。

それともう一点は、あの建物だけではなくて、ここに古い家屋があって、これがその時代のあれだということで、そういう施設になっていたかと思うのですが、そういったものの扱いはどのようになるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

合併後の経過ですけれども、この施設は佐渡市に引き継がれ、地元保存会に受け付け事務を委託しながら、夏限定による公開を続けてきました。ただ、博物館、資料館の整理統合の課題に加えて、予算の縮小を余儀なくされたことで、平成20年度を最後に夏季限定の開館を停止をしました。その後は主に小学校の授業等の地元の利用活動が行われております。今後につきましては、あそこについては今後民俗資料館ということとあわせて、市の文化財指定ですので、文化財指定という形で保存をしていきたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 相川にある技能伝承展示館、具体的に資料に示されているように、利用料がいろいろまだ分類もされているのですが、これ分類の仕方が若干違うものでちょっと比較がしにくいのですが、基本的に言うとこれは安くなって利用しやすくなるのですか、それとも観光で客が来たものだから、上げていっぱい取ろうということなのですか、どちらなのでしょう。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） それでは、お答えします。

主な改定理由につきましては、まずここに原材料費が含まれてきます。例えば赤土であったり、これが

ここ20年そのまま来ておりまして、高騰のこともありまして、この原材料費分を若干いただくと。それから、それに伴いまして、今島内利用者、島外利用者ということで振り分けをしております。そういった面では、各郷土博物館、資料館とも一律に徴収しておりますので、なるべく島内利用者の単価に近づけるように努力をして、統一料金にさせていただいたという考え方でございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今のお話ですと、料金は島内的に整理統合したということなのですが、具体的に言うたとえばろくろみたいなのがありますが、こういったものというのは安くなるのですか。例えば新旧対照表でいうと、基本料金が現在は基本料金はないのだけれども、基本料金が1,400円とか、いろいろなっているのですが、そうだとすると、例えば陶芸のろくろなんかの関係でいうと、上がるのでしょうか、下がるのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

ろくろ等の器材につきましては、もちろん観光客も使いますけれども、島民の生涯学習の利用ということを含めて、なるべく抑えた料金で設定をしたつもりでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（渡邊智樹君） 同じぐらいというふうに考えてください。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市相川文書館条例及び佐渡市立明治記念堂条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） ちょっと聞きたいと思って質問しますが、ここの中にあるカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ、その他これに類するものとあるのですが、このような施設は佐渡に何軒ぐらいあるというのはちゃんと確認されているのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

佐渡には4施設あります。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 多分カラオケボックスだけですよね。私これ佐渡市の火災予防条例ということなの

で、国のほうからの指導でこういう形のものをつくるのであって、佐渡には多分カラオケボックス以外ほかの後ろに書いてあるのは、こういう施設はないのではないかなという自分の個人的判断だったのですけれども、そういうものはあるということ、カラオケボックスですね。了解しました。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 公有水面埋立てに係る意見について（水津地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 新たに生じた土地の確認について（岩首地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 北小浦漁港漁港施設災害復旧工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 小木地区埋設農葉掘削処分工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 財産の無償譲渡について（旧地方青年の家敷地）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 財産の無償譲渡について（沢崎生活改善センター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 市道路線の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

これより平成22年度の補正予算の質疑に入ります。

まず、議案第41号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）の歳入についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 8ページ、9ページの繰越明許費についてお伺いします。

これ大分景気対策の関係で補正予算が遅くなったということで、繰り越すのは事情はわかりますが、これ全体でどのくらいの額になるのですか。足せばわかると言われればそれきりなのですが、総額を教えてください。これは総予算に対してどのくらいの割合になるか。また、この中に21年から22年度に繰り越されて、それをまたさらに23年度に繰り越すというようなものがあるのかどうか、その関係だけお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今繰越の関連でのご質問でございます。そこに掲げてございます繰越の事業につきましては、総額で46億9,907万7,000円でございます。この主なものにつきましては、1月の経済対策の関係の事業、それから今回3月補正で追加をしております経済対策の関連で16億1,000万ほど中に入っております。それ以外のものでは、両津港の北埠頭の関係の事業が2億7,000万、それからトキ関連施設の関係が2億2,000万、それから漁港整備の関係で2億7,000万、それから道路整備の関係で5億1,000万、災害復旧の関係で5億200万ということで、今6つの事業を言いましたけれども、これで全体の7割を占めております。22年度今言いましたように経済対策からの繰越と、あとはそれ以外の22年度予算からの繰越というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） ちょっと私とらえ方がまずかったのかもしれないのだけれども、そうすると21年度から22年度に繰り越されて、それをさらに繰り越すものはないということですよね。

それから、全体的な総予算に対する割合は何%、割り返してちょっと教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 具体的な率まではちょっと算出していなかったのですが、今言いましたように、およそ予算の1割程度になっている状況です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 歳入のところで1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

17ページ、民生費の国庫負担金の関係で、子ども手当の負担減が2億5,000万円、これはかなり大きいと思うのですが、これはどういったことでこういう誤差が出たのか。つまり何が言いたいかということ、もともと佐渡市の基礎的な数字がわかっている中で、多少の誤差が出るのはいいのだろうと思うのだけれども、例えば住所変更の異動によって申請漏れなどをすると受け取れないというような事例も含めて、中身はこれ一体どういうことなのか。これ歳出でもあるのですが、歳入のほうでお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

子ども手当の減額の件でございますけれども、昨年度当初見積もりをする段階では、国の設計がまだ完全に固まっていない段階でございました。そうした中で、子供の数を見込むときに、公務員の子供の数も込みで約8,000人というふうに見込んでおりました。実際の制度が動く中では、公務員についてはまだ別建てということで、結果して6,000名ほどが対象となったということで、その差でございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうすると、基本的には見込み違いだったというのがあるのですが、数は多くはないのでしょうか、子ども手当の受給要件、例えば住所を変更したときにきちんとたしか2週間以内だかに届けないと受け取ることができないような厳しい条項もあるわけなのだが、そういった方で漏れた方というのは佐渡市の場合はいなかったのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

基本的には児童手当のほうから移行するケースにつきましては、特段の申請手続なしで対応したところでございます。しかしながら、その後転入ですとか、あるいは新規に生まれたとか、そういった方については申請をいただきまして対応したところでございます。その申請が漏れがあったかどうかという件については、なかなか申請されない方というの中にはいらっしゃるのかもしれませんが、そこについては申請のあったものについてはすべて対応したということでございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

続いて、歳出についての質疑を許します。

まず、1款議会費から3款民生費までの質疑を許します。



中川直美君。

○2番（中川直美君） それでは、2点ほど。民生費までなので、民生費の関連で今の子ども手当の関連をお尋ねをしておきたいと思います。ページ数でいうと33ページですが、歳入にあわせて減額になっているわけなのですが、先ほど私ちょっと言ったように、佐渡市に子供がこれだけいるということで、つかめる範疇の子供です。だから、申請主義だから申請しない人もあったかもしれないというふうなお話なのですが、例えば生まれた方にはこういうふうに申請をするべきだという懇切丁寧な案内、あるいはみたいのも含めて把握できる範疇だと思うのですが、その辺はどのようにされていたのかというのが1点です。

2点目は、同じくその下の保育所の運営費の関連で、施設維持管理委託料、指定管理分が増になっていますが、これは具体的に中身はどんなことなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

まず、子ども手当の関係でございますけれども、該当者に対して通知等の案内とか、丁寧な対応があったかということかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、児童手当から子ども手当に移行する方に関しては、特段の手續なしで対応させていただきました。また、新たに出生したことにより対象者となった場合につきましては、出生の手續等来られた際に、こういった手續があるということをご案内させていただいたというところでございます。

それから、2点目の施設維持管理費の指定管理分の増でございますけれども、これは真野第二保育園に対する指定管理料の分でございますけれども、これにつきましては延長保育に係る金額といえますか、補助につきまして増の分でございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

続いて、4款衛生費から7款商工費までの質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいいますと、37ページの労働諸費についてお尋ねをしたいと思います。ここにあるように、労働諸費と雇用対策事業ということで、緊急雇用安定助成金なども入っているわけなのですが、例えば介護雇用プログラムの事業の委託料が減になっている。当初より少なかったのか、盛り過ぎたのかという、その辺も含めて、つまり何が言いたいかという、例えば緊急雇用安定助成金でいうと、全国では足りないぐらいに活用されているという中で、これだけの余りが出るわけだし、例えば介護雇用プログラムでいうと、なかなかいい制度なのだが、一ひねりも二ひねり欲しいと言われている側面もあるのだけれども、これだけ余りが出るというのは、一体今の厳しい経済状況の中でどういうことなのか。逆に言うと、こういったものの取り組みをする事業のハードルが高くて使えないという実態が私はあるのではないかと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

37ページの介護雇用プログラム事業の委託料の減額でございます。これにつきましては、議員先ほど言われましたけれども、これは県の基金事業を使わせていただいて、失業者を雇用するという事業でございます。このハードルが高いという部分では、この介護雇用プログラムについては、まず施設に働いて資格を取るといような部分がございます。昨年この余った部分というのは、ほとんど人件費に係る分なのですが、県への計画申請では、10名を申請してございましたけれども、結果的には8名だったということでございます。施設の数では5法人、6施設が該当してございます。ハードルが高いという部分なのですが、いわゆる介護現場では非常にこういった事業が有効だというふうに言われておりまして、今後またいろいろ相談してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今答弁あった介護雇用プログラムでいうと、確かに施設に勤めながらというのだけれども、逆に言うと給料もらいながら資格取れる。確かに施設側からも大変な側面もあるし、その方も朝9時まで働いて、9時から学校に行つてというのものもあるのだけれども、給料をもらいながら資格取れるというものですから、これもっとやはり私宣伝もPRもして、雇用の中でやっていく必要があるのではないかと思います。中小企業緊急雇用安定助成金のほうはどうでしょうか、ハードルの高さという点でいうと。つまりこの間も指摘をしてまいりましたが、これ労働保険加入要件がないとこれは使えないかというふうに思うのです。佐渡の場合零細が多いですから、下手すると雇用保険も入っていないところもあるのではないかと。その辺がやっぱりハードルが高くなっているのではないかと。その辺の感触はどうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

中小企業の雇用安定助成金の減額800万円でございます。これは、いわゆる会社でいいますと、26社該当させていただきました。休業した人員に対する国が9割、残りの1割を市と事業者が2分の1ずつ補てんというような事業のスキームでございますけれども、実際のこの適用した数は2,739人ということですし、休業延日数についても1万494というような内容でございます。ちょっと申請が我々予想していたより少なかったという点では、PR不足もあるかと思っておりますので、その辺またいろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

続いて、8款土木費から12款公債費までの質疑を許します。

浜田正敏君。

○6番（浜田正敏君） 51ページの集会施設整備事業についてですが、受け付けは先着順なのですかという

こと、それから補助率、それから建物のみなのか、あるいは敷地内のバリアフリーとか、駐車場も該当するのか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

この事業は、経済対策事業の一環として実施いたします。目的につきましては、地域づくりの拠点施設である地域公民館、分館等によりまして、老朽によって施設改修が必要な地区が出ているということをお知らせして、安心、安全な地域づくりを構築するために、それぞれの施設を改修の補助を充てると。一部農村集落センター等の部分も含まれております。事業につきましては、10万円以上のものに対して75%を補助する。上限は100万円以内といたします。事業費につきましては、概算で100件掛ける100万ということで、約1億円を計上しております。対象経費等につきましてはですが、この佐渡市として公民館、分館施設等の施設支援事業の補助金交付要綱をつくりまして、その中に対象経費、非対象経費をうたっております。主に対象とするものについては、基本的には不動産ということで、屋根、外壁塗装、畳の表がえ、サッシ、あと電気設備、照明施設ということで、基本的には屋内施設が対象であると。ただ、附帯工事としては、排水に伴うものあるいはブロック等でございますけれども、この辺のところについても、この中に加えていきたいと。これからのスケジュールですが、もしこの議会が通った段階で、できれば3月中に区長、総代、公民館、分館長への案内を出すこととあわせて、4月の市報「さど」にこの事業要綱を掲載して周知に努めていきたいと。申し込み期限については、まだこれちょっと予定でございますが、約1月間、5月1月間を設けて、その末で締めさせていただきます。6月から7月中旬までの間にその内容について審議、審査、現地確認をして、最終的には緊急度のあるところから順位を設定させていただいて、予算の枠内で検討してまいりたいというふうに思っております。事業採択については、現在7月中旬を予定しております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 所管ではないもので聞かせていただきたいのですが、今と同じところですが、そうすると公民館が主になるのかなというふうにも思うのですが、ただ自治会というか、集落でいうと、公民館指定あるいはないようなところもいっぱいあるかと思うのです。そういったものの対象はどうなるのか、優先順位も含めて含めてどうなるのかが1点。

それともう一点は、先ほどやった住宅リフォームとの関連でいうと、意外ともしかすると人気が高いのかななんて私も想像してしまうのです。そういう意味でいうと、100件かける100万が本当にいいのだろうか。例えば住宅リフォームほど低くはなくても、例えば50万の200件ぐらいにしたほうが私要望的には多いのではないかというので、その辺の検討はどのようにされましたか、それともいや、もし足らぬようになったら、今いっぱいお金があるので、高野市長が後で出すと、こう言っているものだから安心して欲しいという意味なのか、どちらなのか、お聞かせを願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

まず、この補助事業の対象をというときに、まず当初は公民館とあと農林水産課担当の集落センター等についてという歯どめをかけました。それはなぜかという、1地区の分館、公民館に該当しない、例えば1地区で公民館を持っているところがあれば、公民館と集落センターを持っているところがある。公民館と集会所を持っているところがあるということになると、この1億で果たしてその対象事業費が十分な補てんができてくるのかということで、ある程度は対象を絞ったほうがいいということで、公民館、分館等に準ずるもの、それから農村集落等について限定をさせていただきました。金額については、あくまでも1億円という概算で来ておりましたので、上限を100とした場合には確かに100件しかございませんが、ある部分ではうちは20万しかできない、50万しかできないという申請が出てくるかと思えます。その中では、枠の範囲内で額を決めていきたいというふうに思っております。

もう一つ、最終的には各申請が出てきた段階で、結構応募数が多くなるかと思うんですが、5月の末には締めた段階で、審査会を農林水産課、社会教育課が中心になって審査会を設けて、現地踏査をした上で、予算の範囲内で事業採択をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 変なことを言うようで恐縮なのですが、予算の範囲で、結局今言った話だと、出てきた中で審査会で振り落とすと思うのです、やるということなわけだから。例えばこの間の住宅リフォームの関連でいうと、予算やったけれども、それをはるかにオーバーした、オーバーしなかったのだけれども、まあまあになったということである、応募状況を見て金を分けるというのはまあまあできないのだろうとは思いますが、その辺はどんなものでしょうか。つまり一定程度こういった時期ですから、経済波及効果はこれは高いと思えますから、ぜひそういった要望に広くこたえていける。かといっても、予算が無尽蔵にあるわけでありませんから、この範疇の中で皆さんでパイを分け合うみたいな考え方というのはいかがなものでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） この事業採択につきましては、リフォームの状況を見て、当初私どもも申請順位というふうに考えていたわけですが、それをしてしまうと、果たして緊急度が高いところが落ちてくるのではないかとということで、それであれば事務量はちょっと膨大になるかもわかりませんが、やはり申請期間を設けて、その中で優先順位を審査をして決めていくべきだろうと、根本からこの幅をとったところです。ただ、今議員ご指摘のとおり少ないところで緊急性が出てきた部分がありますので、それはその全体の中で考えていくことになるかと思えます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今の件ですけれども、これ優先度が非常に問題になってくると思うのです。例えば住宅リフォームの場合は、公募して4日間でいっぱいになってしまっていて、予算7,000万なくなったということで、もう倍ぐらい出したらいいではないかという議論が議会の中であって、そういう予算が出てくるようなことになったのですけれども、特にこの公民館関係、分館関係という表現だったので、例えば市の直営の施設、市の施設を公民館として使っている地域もたくさんあります。そうすると、そこ

の中で使っている住民の人たちは、あそこを直してくれ、ここをこうしてくれという声が出てきます。反対に、集落で自分たちが持っている施設、今回例えば小木という沢崎の集落センターとかを民に譲渡します。古い建物だと。そういう自分たちの民間が100%今譲渡されて持っておる施設、そういうところからの要望とこれ差をつけるのではないですか、ひょっとしたら。でも、その重要度の判断というのは、使っている人たちでないとわからないわけですから、その辺はどうされますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

今ほど議員ご指摘のとおり、市の所有施設に関してですが、基本的には市の所有ですので、市が修繕をかけていくと。さりとて修繕費用についても予算枠が決まっておりますので、大分遅れがちな部分があるかと思えます。ただ、果たして市の所有に対して、市が補助するからといって、民間の人たちからお金を集めて市の所有施設を直していいのかというちょっと問題点もございます。一方では、市民の理解があれば、それもいいのではないかという議論がありまして、ちょっとこの件に関しましては、法的に今検討を進めているところでございますので、もうしばらくお待ち願いたいと思えます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

これ以降の補正予算については、歳入歳出一括でお願いいたします。

次に、議案第42号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成22年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成22年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成22年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成22年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

会議の途中であります、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

---

午後 2時58分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより平成23年度予算の質疑に入ります。

一般会計については、歳入歳出別とし、歳出はさらに款ごとに分けて行いますが、特別会計及び企業会計については、歳入歳出一括でお願いいたします。

それでは、議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算の歳入についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 地方交付税に関してであります。2点ほどお尋ねをしたいというふうに思います。

1つは、地域活性化・雇用等対策費のこの算定分がどのようになっているのか。それとあわせて、これはこれまでと比べると、全体予算では2,150億円の増ということになっているわけですから、どのようになっているか。あわせてこの間佐渡市たしか5.8億円ぐらい来ていた地方再生対策費が今年度は1,000億円全国で減額をされますが、その辺の部分はどのようになっているのかであります。

それともう一点は、地方交付税そのものの制度に関する問題ですが、ご案内のように民主党政権になってから、普通交付税と特別交付税の割合を変えると。これまでは94%と特別交付税が6%だったものが今年度は95と5%になるのだらうと思う。最終的には96対4になるのだらうというふうに思うのですが、交付税そのものの元金というのは大きいですから、1%といってもかなりの額になるのだらうというふうに思うのです。そういう意味でいうと、特別交付税と普通交付税との関係であなた方はどのように見ているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今中川議員から何点かご質問がございました。まず、地域活性化・雇用等対策費の関係につきましては、地方財政計画におきましても、1兆2,000億ということで確保されているものでございます。それから、再生費の関係につきましては、再生費の関係についてはちょっと後ほどお答えさせていただきます。その項目の関係につきましては、この交付税の佐渡市の試算の中では一定の積み上げをして計算をさせていただきます。

もう一点、交付税制度の改正の中で、普通交付税と特別交付税の比率の変更ということで、今94対6の関係が96対4になるという改正がされました。23年度においては、その経過措置で95対5ということで、1%ずつ順を追って、2年後には96対4になるということで、言われるとおりでございます。それを受け

ての交付税の普通交付税、特別交付税の算定をした上での計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） では、改めてお尋ねをします。

今おっしゃったとおりのことなので、つまり交付税としてはあなた方はどの程度見込んでいるのか。例えば地方再生対策費で言えば、22年度は4,000億円だったものが3,000億円になりましたから、全国で1,000億円減ったと。私のこれ記憶違いかどうかわからぬですが、交付税分に入っているのは約5.8億円だということで、この間ずっと来たわけです。この地方再生対策費分というのは、当面の間という縛りがあったのだけれども、今の民主党政権ちょっと財源の問題があるのかどうかわからぬけれども、ちょっと減らし始めた。その影響が例えば22年度に比べると、皆さん方は幾らぐらいあるというふうに見ているのか。同じように地域活性化・雇用対策費についても2,150億円が全国で減ったわけだから、22年度と比べてどのようになっているのかということであり、前段は。

後段の普通交付税と特別交付税の関係でいうと、さっき言ったように、佐渡市はそうではないと思うのだけれども、全国的に言うと、特別交付税を当てにして経常的な経費の部分もやっているような実態もあります、実際問題。それと、もう一つは普通交付税割合がふえたほうが得なのか、損なのかということも言えると思うのです、自治体によって。その辺あなた方はどのように見ているかということのお尋ねであります。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） まず、交付税の見方でございますけれども、今ほどおっしゃられた経費については、確かに算入されておるわけでございますが、トータルしまして地方財政計画上は、地方交付税は2.8%の増というのが今示されている数字でございます。その内訳として、普通交付税と特別交付税の割合が1%ずつちょっと普通交付税のほうにシフトしていくということで、これは国の考え方のほうでは、簡素化というようなことを言っております。佐渡市においては、それがどういういい、プラスの方向になるのかというようなことがございます。そのあたりちょっと判断難しいですけれども、ただ特別交付税には特別交付税なりの特殊財政需要というものの役割がございますので、それを別にしてその割合を低くすることが果たして佐渡市にとっていいのかどうかという判断がちょっと微妙でございますけれども、ただ透明化ということからいえば、普通交付税のほうにシフトしていくことは望ましいことかなというふうにはとらえております。

総額についてですけれども、地方交付税総額2.8%の地財計画とはいうものの、一方では人口の減少を考慮に入れる必要がございます。22年度国勢調査の人口が23年度算定から入ってまいります。その分の人口の減少によるマイナス影響というものも考慮する必要があるかと思っております。あとは今言いました特交からの普通交付税への移しかえというようなものは、これトータルすればプラ・マイ・ゼロということになる話なのだろうと思っております。最終的な見込みですけれども、22年度当初決定が214億という数字でございます。この数字に今のプラス要因、それからマイナス要因等を考え合わせましても、22年度並み、今年度並みには普通交付税の決定が欲しいところだとは思っておりますが、少なくとも210という



数字は我々内部のほうでは見込める数字ではないかと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 23年度予算464億と非常に大きな数字になっているというふうなことで、市長も喜んでいらっしゃると思うのですが、ところが大体が25年度に切れる特例公債目当ての駆け込み需要が膨らんだことなのだろうと思います。そうすると、一つめくってみますと、どういうふうなことなのかを分析しているのか。例えば市税が減っている。利子割交付金が減っている。使用料、手数料が減っている。諸収入が減っているということは、この予算がふえていることと反比例して、非常に佐渡市の将来に対して不安を残すというか、現実には難しいところへ来ているなという感じをいたしますが、この辺の分析はどうか。

そして、市民税の中で法人税がふえる予想を立てているのは、果たして景気がよくなったという理解なのか。個人市民税が減っているということは、これは今財務課長が言ったように、人口減にあわせて深刻な事態と思うべきだと思うのですが、この辺の財政当局の分析を聞かせていただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今の猪股議員のご質問でございます。464億という大きな予算になっておりますが、その内容につきましては、今言いましたように合併特例債事業、これが残り3年間ということで、23年度から、それから24年、25年と、残りこの3年間で合併特例債事業が同規模程度のものが入ってくることになるかと思っております。それを除いたもので考えてみますと、予算的には今言いましたように市税関係、基幹となるべき収入の市税の減少、それから使用料、それから諸収入等の減少というようなものを考えてみると、本来のそのものの予算というものにつきましては、合特債事業を除けば通常ベースよりは徐々に予算規模が少し落ちているのかなというふうな感じを持っております。市税の分析については、ちょっと税務課のほうにお任せしたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

最初に、個人市民税の関係ですが、今現在受け付けをしておるわけですがけれども、リーマンショックの関係が非常に景気の低迷に追い打ちをかけるような形で、所得割が落ちておりました。その影響とまた昨年ですと、1等米比率が悪いというような状況もございまして、落ちるのではないかとということで、市民税のほうが増加しておりますし、法人市民税につきましては、昨年度はちょっとかた目に予算を見積もりました。その関係で検証してみましたが、昨年とそう状況は変わらないのですが、結果として比較の中で増というような形になっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 歳出と比較しないとわからないかも知れませんが、とりあえず歳入のところですので、これは昔は3割自治というふうなことで、3割自治自体が非常に自治体のあり方としては不安定だというふうに私は言われていたと思うのです。これ見ると、1割自治に近くなっていると。それにしても、歳出のほう、後で質疑しますが、人件費、その他があると。この1割自治になったというあなた頼み、国

頼みの自治を何とかこれやっぱり今の市長や今の執行部が一定の底上げをした中の予算編成をして将来につなげていく必要があるのではないかと思うのですが、25年まで駆け込みをしなければならぬという事情はわかりますが、この対策は施政方針の中にも、ちょっと一般質問になって申しわけないのですが、余り見えなかったと思うのですが、こういう1割自治の市というのは、全国的に見てどの程度あるのかということ、これを財政当局は把握しているのかどうか。その1点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 新年度予算で市税の構成比11.6%ということでございます。確かに市税の構成比が1割に近いという団体につきましては、全国市の中でも下から数えて何番目というようなところになるのだと思いますが、これ先ほども言いましたが、合併特例債事業の関係で大きく予算規模が膨れておりますので、この部分例えばここでいいますと、予算概要の9ページですが、依存財源で市債のところ、ここに合併特別債が入っておりますので、その部分、つまり予算規模でいいますと、62億ほどが合併特例債事業ということになっているわけでございます。464億はその分を除けば実質400億程度の予算、それで市税を比較した場合には13%ぐらいということで、22年度とほぼ似たような数字になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 皆さんがいろいろ質問したから、それを除くところでちょっとお聞きしたい。

分担金は事業をやらぬということだろうからいいのですが、使用料の2,000万減というのは、分析として申し上げればどういうことになるのだというふうにご説明を願いたい。

次に、市税の中で一番大事な安定的市税といえ、固定資産なのです。固定資産がやっぱり400万ぐらい落ちておるわけです。これは一体どういふふうに見ておるのか。この2つについてご説明を願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

固定資産税につきましては、評価据え置き年度で当然変わらないわけなのですが、土地の下落修正、宅地の下落修正によりまして、その見直しということで下がります。それ以外に、建物でございますと、3年間軽減措置があるわけですが、それが外れて上がる分があって、それが増になるのですけれども、先ほどの土地の下落部分と修正しますと、それぐらいの固定資産税、若干ですけれども、減少になるという状況です。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 使用料の減についてご説明いたします。

これにつきましては、施設の譲渡ということで、こがね荘の使用料につきましては、そっくりそのまま市のほうには入ってこないこととなっております。その分が1,000万ほどございます。あとほかにも幾つかの要因がございますけれども、例えば新型インフルエンザの発熱外来の使用料のその分が減額とか、そういったような要因によるものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7 番（廣瀬 擁君） それでは、何点か総務費についてお尋ねを申し上げます。

60ページ、61ページ、この中で6 目企画費の中に丸の2 番目、企画一般経費の中に地域振興イベント支援補助金1,800万円とございます。この中に決算審査特別委員会において、チャレンジ事業でチャレンジをし、3年間の期限が過ぎた。だけれども、財源がなくてこちらのほうで補てんをしたというふうな事例がありました。今回もそういうふうな事例がここに上がっているのかどうか、それを1 点お尋ねします。

それから、下の丸、2 番目ですが、がんばる若者支援事業、これは昨年は中心事業が原生林の多分関連木道といいますか、そういったところのあれに使われたような気がするのですが、ことしはそういうふうなものほかに何か考えているのかどうか。

それから、生活交通確保対策事業2 億4,682万1,000円、これが措置されております。ところが、これは21年度決算においては、その中の63ページの上からずっとかなりきてから地域公共交通活性化協議会負担金、これ5,646万8,000円措置されております。昨年は多分1,779万2,000円というふうな形で3,867万6,000円増になっておりますが、これについて決算委員会ではデマンドバス事業は、利用者が極端に少ない。一方、路線バスの維持に多額の補助がなされている。各種生活交通対策では、路線バスの利便性を高めることに見直しをすることというふうに指摘をしてありますが、この点を考慮して、この予算措置をしたのかどうか、お尋ねします。

それから、63ページの一番下の島の応援団推進事業808万5,000円、これ措置されております。いただいた資料を見ると、これについては佐渡市が抱える最重要課題の一つである産業振興、人口の拡大を解決するために行政とともに自ら課題解決に取り組む意欲のあるものが協働、連携して解決策の企画、実証に取り組み、成功事例を創出して、地場産業、地域経済などの活性化を促進しますとありますが、もう少し具体的な事例を示してご説明をいただきたいと思えます。

それから、ページをめくっていただいて、67ページであります。一番上の丸、ボランティア育成事業、これに16万5,000円措置されておりますが、これも具体的にこの育成の方法をひとつお聞かせいただきたいと思えます。

まだたくさん聞きたいことありますが、以上の点についてご説明をお願いします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

地域イベント1,800万円の件でございますが、これにつきましては平成22年度におきましては、観光商工課の地域イベント、それから観光イベントとして総合的に持ってやった事業でございますが、23年度よ

り地域イベント、それから観光イベントを分けるということでありまして、30事業あった中での6事業を地域の企画のほうへ盛ったわけでございます。このイベントの名前ではありますが、両津七夕の川開き、鉾山祭、安寿天神まつり、小木港祭り、羽茂まつり、赤泊港まつりの6事業でありまして、事業費については22年度と同額ということでございます。

それから、がんばる若者でございますが、この中で原生林というお話がございましたけれども、これについては堀口基金を利用しました学生を支援するというので、現在11名の方を支援しているということでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 佐々木交通政策課長。

○交通政策課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

63ページの航路対策事業の上の地域公共交通活性化協議会負担金でございます。先ほど決算のお話が出ましたが、この事業につきましては、21年から始まりまして、21年、本年度、23年度という3年計画の事業でございます。地域公共交通活性化再生総合事業というもので、社会実験等200円とか、そういうものに取り組む事業でございます。来年度は最終年度で、この実験を通しまして、佐渡の地域交通の方向性を出したいというものでございます。

○議長（金光英晴君） 金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） 63ページの一番下の島の応援団の事業でございます。これにつきましては、昨年度は離島の活力再生支援事業という事業でございます。これを来年度も引き続いて行うという事業でございます。事業の考え方でございますけれども、人口の拡大、産業振興ということでございます。5つに絞りました。我々が解決をしなければならぬ問題点で、今実際にそういったものに取り組んでいただいております。企業であるとか、グループであるとか、個人の方がおります。この方々と一緒に現在取り組んでいるものを支援をして成功事例をつくりたいと。それをさらに全島に普及したいというふうを考えております。そもそもの考え方が全くこれは直営でございます。補助金でも委託料でもございません。私どもも一緒にその中に参加をして、現地研修に行く、研修会にも参加をして、市が中心になって事業の執行を行うというものでございます。

具体的に二、三例を挙げますと、昨年度商工でやっておりますインターンシップというところに私どもも一緒に事業を行いました。この際にいろいろ企業を回りますと、非常に佐渡の人材が欲しい。それも若い人でいい人材が欲しいというのが企業の考え方でございます。それに従いまして、去年はインターンシップを行って、7名の方がインターンシップに来ていただいて、ことしの2月にも2名の方が来たのですが、来年度はさらにこれに加えて、佐渡に新卒者の雇用ということも一緒に含めまして、小学校、中学校、高校、大学というそれぞれの生徒、学校、さらにPTA、企業等も一緒になって、若い子供のうちから佐渡の事業所の紹介をするとか、佐渡に帰ってくるような環境整備をするというようなことを事業者とともに一緒に行いたいと思っております。それには、また雇用の場所が要るものですから、昨年度から行っておりますのは、島内の企業、これは個々にそれぞれ企業が行っておるわけでございますけれども、お互いにスキルアップを目的としまして、企業が集まって目的を1つにして大学の知識者であるとか、研究センター等といろいろな意見交換をする。新しい共同事業開拓をするとか、新しい新事業を開拓す

るというようなことで、昨年度は6回の研修会を行いまして、8事業所で大体30名の職員と一緒に事業展開をしておりまして、既に新しい大学との連携の共同開発をした事例もございますし、動物の補装具ですか、そういったこともこの中で新しい事業の開拓が進んでおります。

それからもう一点は、これは高付加価値商品の開発ということでございますけれども、簡単に言いますと、山の山菜、それから海の家草というようなもの、これを加工しないで、とったらそのまま直送すると。しかも、それを高齢者の生きがい対策というようなことで、高齢者が朝、昼とったものを直送するといひますか、中間を入れなくて、大手の商社に直送するというようなことを考えておりまして、去年も水菜とか、ワサビ、マタタビ等を既に実証実験をしておりまして、来年度は大分積極的にとっていただけるといふふうになっております。

それからもう一つあるのは、これは販路の開拓なのですけれども、今までと違ひまして、大企業の社内販売、社内通販、こういうところにターゲットを置きまして、社内通販とか、社内販売をお願いをしたいというようなことで、去年も1事業者、これはうまく話まとまりまして、来年度から送れるようになっております。そんな取り組みをしたいということでございまして、昨年度に引き続いて来年度も事業を行いたいという内容でございます。

ボランティア育成事業でございます。これは、この中身は講演会2回ということでございましてけれども、職員のボランティア意識の向上並びに市民のボランティア意識の向上ということで、講演会を2回考えておるのですけれども、来年度特に我々がやりたい事業は、ボランティアの実施をしている団体の登録制といひますか、登録して市が行っておる団体の周知、さらにはその事業周知をしまして参加者を募るといふふうなことで、職員、市民ともにもう少しボランティアを行っておる団体、行っておる事業の紹介を積極的に行っていただきまして、その次にNPOとも関連あるのですけれども、こういった事業をぜひ来年度は積極的に展開をしていきたいというものでございまして。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） この後に続くのはたくさんありますから、もう一回でやめておきます。

地域振興イベント支援事業です。本来であれば、観光イベント、地域イベントといふふうな形で分けてしまうと、これは縦割り行政の弊害みたいなものがこの見本だと思うのです。地域イベントだから地域振興課がやりなさい。観光イベントだから観光課がやりなさいといふふうな形で、お互いにテリトリーのなすり合いといふふうな形で、ややもすると予算の切れ目が縁の切れ目に事業が消滅してしまうという形にもなりかねない部分が見受けられる。このことについて十分配慮をされる施策を講じてもらいたい。これは要望しておきます。

それから、生活交通確保対策事業ですが、この事業1億8,900万、ほとんどこれは新潟交通に対する補助であるように私は思います。8割方交付税で補てんされるから、これはまあまあ続ける事業であるといふふうな考えをしまえばそれまでですが、どうも今までのずっと施策を見ていると、交通さんの努力の跡、路線の改革、時間の割り振り、それから連絡するバスの行路といひか、運行経路といひか、そういうふうな形のところまで踏み込んだ指導が私はしていただいて改革していただきたいといふふうな思ひなのですが、そういうふうなことがなされてこれを措置されたのかどうか、お伺ひしたい。

それから島の応援団事業、本当にいいことをされているわけですから、どちらかといひと、佐渡の場合は販

売をするということについては、非常に生産活動は一生懸命やるけれども、販路がなくていいものが発信されないというふうな形が見えますので、そういったことに力を入れられるという施策ですから、大いに私はこれは勉強して、もっともっと予算をつけて頑張っていたきたいなと思います。

それからボランティア育成事業、これについて今年の私は一般質問でもしたと思うのですが、トキツデーウオークやあるいはそういうふうなときに一般職員の人が土日になるとボランティアが出にくい、それで一般の市民からボランティアを募集するような形にしなければならないというふうな反省事項があったようですが、あくまでも土日にかかっても、職員が出るし、また市民の皆さん方も一緒になってやりませんかというふうな姿勢を私見せて、皆さん方を啓蒙していくということが大事なような気がしますが、その辺の点についてお答えがあったらお願いします。

○議長（金光英晴君） 佐々木交通政策課長。

○交通政策課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほどもご質問ですけれども、補助金の関係は運行費補助金というところに載っております、1億8,900万、これにつきましては一応代替バス路線12路線のものでございます。議員おっしゃるとおり補助金をもらっている業者は1社でございますので、ぜひ今おっしゃられたようなところを、今までもそのつもりでやっておりましたが、今後とももっとその後の改革は進めていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長（金子 優君） ボランティアの職員の考え方でございますけれども、それ当然でございます、ボランティアに出ると時間外なのか、振りかえなのかという考えがそもそも間違っておるので、土日になれば一市民でございますので、一市民の感覚でボランティアに参加すると、これ当然だと思えますし、周りを見ますと、自分は市の職員ですけれども、ほかの方々は休んでまで参加をされておることでございますので、そういうことを職員にぜひ徹底をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） それでは、70ページ、71ページについてまずお聞きします。

まず、防災対策費ですが、緊急情報伝達システム整備事業5,800万が計上されておりますが、この実施業務委託料ということですが、この構想を聞かせていただきたいと思えます。

それから、けさちょうどNHKの全国放送の中で私聞き間違いかもしれませんが、これとは直接かわりないのかもわかりませんが、鳥取県でツイッターを防災のために、情報の発信のためにそれを整備しておると。非常に有効であるというような報道がありました。その終わりのときに、新潟県の佐渡市もそういうことを検討されておるといふようなことのニュースがあったように記憶しておりますが、この辺はこの辺とのかかわりがあるのか、またなくてもそういうものはあるのかお聞きしたい。

それから次に、世界遺産推進費でございますが、金を中心とした遺産群ということで、普遍的価値ということですが、その普遍的価値というその普遍的という言葉については、まだ佐渡全島の市民によく知れ渡っていない。そうすると、本来の普遍的という意味にはまだいかなないところがあるわけで、そういうことがありまして、市民に対する啓発活動をされておるわけですけれども、今まで実施された参加状況、回数、その辺の感触等、それから23年度に向けた啓発の取り組みをお聞きしたい。

次に、この世界遺産推進費という目があるわけですが、従前は教育費に文化財保護費というのがありましたが、これを廃目にしておるようでございますが、ここへまとめたものと私は理解するのですが、そのねらいは何なのか、お聞きいたしたいと思えます。まず1点その点。

それと次に、76ページの大学連携推進費、この予算の説明資料によりますと、連携協議会を設置して、大学の教員と市職員の交流を図るということで97万7,000円ほど計上されておりますが、この中に含まれておるのだらうと思うのですが、実際にどういう内容の交流をなされる予定なのか、その点をお聞きいたしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、私のほうから71ページの緊急情報伝達システム整備事業、これの概要をまずお話ししたいと思います。

皆様ご承知のとおり、市民の生命や財産を守り、安全、安心なまちづくりを進めるためには、災害時や有事等の緊急時における市民の統一的な情報伝達システム、これを構築する必要があります。現時点では、一部の地域を除いて全くそのシステムがない状況でございます。これらのことを受けまして、市内全域を網羅するケーブルテレビ回線を活用した緊急情報伝達システムを来年度から2カ年で構築したいという計画でございます。具体的には有線による片方向の通信方式として、各全世帯、これにつきましては事業所、それから公共施設等も含めまして、すべての施設に無償で戸別の受信機を配備して、FM告知方式という情報手段で一斉の配信をするということでございます。この事業につきましては、合併特例債を財源として、来年度はここに実施設計委託費としまして5,800万円盛っておりますとおり、実施設計と住民説明あるいは住民の同意取得に当たり、その後順次市内全域に整備を進めたいと考えております。

それから、今ほどのツイッターの整備についてのご質問ですが、現在のところ緊急情報システム以外につきましては、ツイッターについては佐渡市としては整備する計画はございません。ただ、ニュース等の内容を聞きますと、今全市に防災情報等行政情報のメール配信サービスを行っております。いわゆる市民メールということなのですが、これの契約件数が現時点で全島で5,540件、大体島民8割が携帯電話を持っておりますとしますと、約1割の方が市民メールの配信サービスに申し込んでいるということです。この市民メールにつきましては、防災、安心メール、それから火災情報、観光情報あるいは建設からの道路情報等がございます。ちなみに防災に関する配信の内容でございますけれども、行方不明者の情報あるいは不審者情報、それから気象、それから災害に関する情報等を配信しております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） お答えいたします。

2点のお尋ねでございました。1つは、世界遺産に関する普及啓発事業についてでございますが、今年度は2回のシンポジウム、そのうち1回は国際シンポジウムでございましたけれども、これはいずれも県と共同で実施しておる事業でございました。いずれも約300人以上の参加者をいただいて、やはり昨年11月の暫定一覧表記載ということもありまして、今まで割と宣伝の仕方、その辺もちょっと変えさせていただきましたし、今までにない顔ぶれが集まっていたということ、やはり興味が広がっていったとい

うか、関心が高まっていったということを実感しております。

それから、今申し上げたように11月の記載を受けて、一部からまだ盛り上がり足りないという意見もごございます。そういう中で、合併前の旧10カ市町村、各地区ごとに少し関心度を調べてみようということで、実は2月の末から1週間に1回今各地区で説明会といいますか、意見交換会、これを実施しております。ほとんど宣伝を実はしておりません。各集落単位の回覧板に回す程度で、ポスター等は用意しておりませんが、実態として本当の関心度というのがこれまたわかるのではないかとということで、一つの試みではあるのですが、現実的には参加者非常に少ないです。これもある意味で現実ですので、これを受けてまたいろんな事業を考えていきたいと。ただ、来られている方人数は少ないのですけれども、非常にやっぱり当然関心がある方ですので、いいご意見いただいています。こういうものをまた参考にしながら事業を起こしていきたいと。それから、来年度につきましては、これまたシンポジウムも含めて海外の専門家も県とともに招致をして、佐渡にもおいでいただければ講演会も含めて、ぜひ実施をしたいというふうに思っております。

それから、子供たちに向けて世界遺産の副読本、これ今準備をしております。今年度末で作成をして、来年度当初佐渡市内の全小中学校に配布をして、ぜひ授業の一環の中で世界遺産教育といいますか、また先生方に協力いただいて使っていただきたいということで、もうすぐでき上がると思っておりますけれども、またできた暁には皆さんにもお配りしたいと思います。

それからもう一点、75ページですか、文化財関係の予算を総務費のほうへと、昨年まではご指摘のように教育委員会の教育費のほうでございました。これにつきましては、おとし、平成20年度から世界遺産事業についてより効率的、円滑に進めるということで、市長部局に世界遺産の部分の特化した部署、世界遺産推進課をつくって、各種事業を実施してまいったわけではありますが、世界遺産推進事業と申しましても、もとはやっぱり文化財の保護に関する仕事ですので、今現在教育委員会の社会教育課文化財室と、それから私ども世界遺産推進課というのがかなりダブった事業をしておると。当然役割分担今でもして、できるだけ協力しながらやっではいるのですけれども、これは法的に文化財保護の事務というのは、教育委員会の権限に属する事務、これは地教法の中で規定されているわけですが、世界遺産推進課でなかなかできない事務手続、これは一々教育委員会のほうへお返しをして、そこを經由してやっていただくというような、例えば補助金の事務であるとか、それから法令上の手続、教育長名で出さなければならぬ手続もあります。こういうところが非常に非効率な部分が具現化してきている。それから、先ほど申し上げたようにどうしても明確に切れない部分というのがございます。この辺がやっぱり連携が非常に難しいというのは、2年やってみて実態として出てきているということ、それから同じ事務、ダブる事務を職員的にダブって置いておるわけですから、そういう部分でもやっぱり非効率さがあるということで、これはやっぱりぜひ合体をさせて、より効率的、効果的な文化財保護行政、世界遺産もこれ文化財保護行政の究極の姿ですので、それを進めていきたいということで、内部で協議をさせていただきながら、今こういう状況になっておると。来年度からはこれ地方自治法の23条に基づく補助執行で市長部局のほうに世界遺産推進課の中に文化財室を置いて、一体となって事業を進めるということでございます。(下線部について後に発言訂正あり)

○議長（金光英晴君） 金子農林水産課長。



○農林水産課長（金子晴夫君） 77ページ、大学連携事業の中の97万7,000円分のお話でございます。講師謝礼、費用弁償、普通旅費、消耗品、食糧費ということでございます。

まずもって、講師謝礼についてでございます。佐渡市は、今現在新潟大学、それと東京農業大学と包括連携協定を締結してございます。その連携協定の中で、年に2回我々が出かけていく分、向こうのほうからおいでいただく分ということで、連携協定の内容、計画等々について打ち合わせの会議を持っております。それに関する旅費、それからその中で洗い出した、提案をされた事業に対する各大学の教授さんとか、そういう方々に取り組んでいただくためにおいでいただいたときの講師の謝礼でありますとか、費用弁償でありますとか、そういうものがこの中にもろもろ計上されてございます。当然会議のときのお茶代ぐらひはこの中に計上されております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 世界遺産を登録推進する場合において、地域に行かれると当然メリットとデメリットと聞かれるわけですが、メリットのほうは比較的皆さんわかりやすい、説明もしやすいのですが、デメリットのほうは比較的后回しになるというか、本音が出てこない。住民の方から本音が出て、それはどうなっているのだという、こういう質問があるわけです。この辺をもう少しわかりやすくこの後も啓発のときにやっぱり進めていただきたい、このように思います。

それから、私はこの目を1つしたことのどうのこうのということではないのですが、世界遺産の予算に文化財全体の予算が偏重、偏り過ぎるという心配、ちょっと危惧をしておるのです。ということは、具体的な例を一例を申し上げます。ほかにもあるのだろうと思いますが、例えば両津地区にある鶴飼郁次郎さんの顕彰碑といいますか、あれがあるわけです。ちょうどあれは南線沿いに主要地方道両津真野赤泊線沿いにあるわけです。農協のJAの本所のすぐ手前あたりに真野のほうから行くところあるわけですが、これがなかなかうまく市の旧両津市時代の文化財に指定されて、今市の文化財に引き継いでいるわけです。この辺の除草というか、管理というようなものがなかなかうまくいっていない、そういうのを目の当たりにしているわけです。そういうことを考えると、それ以外にもそういうものがあるのではないかと。したがって、世界遺産に特化することは、それは私は結構なのですが、それによって従来の文化財のものがおろそかになるおそれがあるのではないかとというようなことを危惧するわけなのですが、その辺についてちょっとお考えをお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） お答えいたします。

今ご指摘のその件、私ちょっと承知はしておらないのですが、市の指定文化財ということで、当然ほかの文化財と一緒に、これは世界遺産とは切り離してというか、世界遺産については当然構成資産になるものを予定しているものを中心ですので、それ以外の文化財というものの上に乗って世界遺産があるわけですから、当然文化財としては同じ価値だというふうに私どもは認識しておりますので、基本的に世界遺産にある意味で言葉は悪いですが、食われるようなことにはならないですし、今までもそうしてきていますので、今後もそのようにしたいというふうに思っております。

メリットは、今言われたように、これは佐渡の価値が当然いろんな意味で高まりますし、ブランドイメ

ージも含めて。これは、佐渡全体にかかわることになってきます。ただ、デメリットと申しますのは、具体的に今申し上げた構成資産にかかわる部分というのは、これは当然文化財保護法で規定されるもので守られていくわけですから、当然住民生活にも部分的には制約出てきます。ところが、構成資産に直接関係ないところというのは、多分目に見えたデメリットというのは出てこないというふうに思っております。これは、いろんな説明をさせていただく中当然国の指定に持っていくときには、土地所有者、それから地元の方々に説明会をしながら、ご理解をいただいた上で、同意をいただいておりますので、そういう意味では指定イコール世界遺産になった後もその土地所有者もしくは占有者、この方たちとは同意に基づいたそれ上に立って協議調整を個別にいろんな事象が出てきたときに調整をさせていただいて、できるだけご不便がかからないような方策をとっていくということにしておりますので、本当に目に見えてこれは世界遺産になったからとても住めないわというようなことは決して起こらないということだと思えます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） デメリット、当然世界遺産登録を受けることによって、市民生活に大きな影響を与えるというようなことはないと思うのですが、しかし一定の規制はかかるわけですから、この辺はやっぱり包み隠さず市民の方にもお知らせをするということは大事だと思います。

それから、先ほどの大学の連携のことなのですが、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、要するに今お聞きした範囲だと、大学との行き来の旅費とか、普通のその程度の会の経費だというようなことで、殊さら改めて新規だなんて大々的にのせるような感じではなかったのですが、22年度の場合はどのような打ち合わせがなされて、それがどういうふうに市政に反映されたか、あるいは23年度にはどういうふうに反映するか、その辺のことについてちょっとお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

22年度においては、新潟大学さんとの連携の中で、特筆すべきはJ S Tの人材養成講座が立ち上がったのもその一つなのですが、そのほかにも現在羽茂で取り組んでおります福祉関係のコンパクトシティを目指した取り組み等々、それから我々のほうからは農林水産課のほうからは、いわゆる生物多様性と経済の関連の今まで大学さんの取りためたデータ等々、それから知見等々をお教え願うとか、いろんなところでご指導いただいておりますと、そういうところでございます。

それから、23年につきましては、そういうことであります。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、簡単に聞きますので、明確に、的確にご答弁ください。

61ページの上の段です。総務管理費の中の庁舎等整備事業の中に施設の改修と解体それぞれ834万4,000円と1,522万5,000円がのっております。これは、どこの庁舎なのか、庁舎等なのか教えてください。

それと71ページ、今ほど同僚議員からもご質問ありましたけれども、緊急情報伝達システムの整備事業であります。これが島内に整備されると事業総額で幾らぐらいを見ているのかということをお教えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今お尋ねがありました施設の改修工事834万4,000円ですけれども、これについては羽茂支所の冷暖房の機器の関係が今老朽化で機能しなくなっているということで、これについては入れかえをしたいという工事でございます。

もう一点、施設解体工事の1,500万ほどでございますが、これにつきましては、両津の旧赤玉小の元校舎をそれを解体したいということで進めているものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 緊急情報伝達システム整備事業の事業費の総額になりますけれども、約10億を見込んでおります。ただし、この10億の中一番比率が高いのが戸別受信機の代金でございます。これにつきましては、総勢で単価約1万8,000円程度で計算しておりますけれども、これが個数によっては相当数落ちると見込んでおりますので、その1万8,000円程度で計算した場合約10億かかるということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 先ほどの同僚議員の質疑の中で、有線でやると。ケーブルテレビの線を使用してやりたいのだということでした。普通の情報であればいいのですけれども、これもし地震等の災害によって線等が100%切れないとは言えないと思います。これ切れたら緊急情報も何も片側通信ですけれども、それさえ行かないということだと思ふのです。そういうときの対策、もしくはそういうことがあるので別の方法とかというのは考えられたのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今議員からご質問のとおり、大規模な災害でありますと、有線が切断されるという場合も想定して行いました。ただ、現在佐渡市内のケーブルテレビ網は、一方で切れても逆側から流す方法もございます。ただ、島内全域で何カ所も寸断されるという場合にありましたら、その緊急情報システムは断絶してしまうということでございます。これにつきましては、補完設備として、例えば先ほど申し上げましたとおり、携帯の市民メールあるいはエリアメール、これを充実させたり等の部分で補完していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 補完するために先ほど出た携帯、ツイッターとかいうのですか、逆に言えば切れる可能性があるものであれば、最初からそちらを充実させるようにしたほうがお金がかからなくて非常にいいものができるのではなからうかと思ひます。所管なので、委員会でまたやらせていただきたいと思ひます。今の一応答弁は下さい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） このシステム、既存の市のインフラを活用して瞬時に全市民に情報を流すという観点から最適なものが今市内のケーブルテレビ網を使う、それで戸別受信機による一斉配信を行う

ということが一番経費の面からもすべての面からも有効であろうという結論で昨年行いました検討委員会あるいはことし行いましたプロジェクトチームの中で結論づけております。大規模な災害になりますと、すべてのそういう設備が寸断されてしまうと。奄美では衛星通信を使った方法も検討されているようなのですけれども、その補完措置としては、十分これから検討、協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1点は、ページでいいますと55ページ、入札契約事務事業関係にかかわってお尋ねをしたいと思います。きょう本会議で配られている1月市議会における各常任委員会に対する意見等に対する処理状況の報告が出ていますが、例えば市民厚生がこの1月臨時会で出た中でいいますと、市内経済の回復を標榜しているのだから、経済対策は島外資本系列に発注ではなくて、市内に反映させるようにということで、皆さん方はこの事業に限っての答えなのかもしれませんが、発注する際には島内業者へ施設や地域別の分割発注を行うよう努めるというふうにあるわけなのですが、23年度はそういった部分というのは、この全事業にわたって、やっぱり島内発注できるものはしていくという角度でいうと、その辺皆さんはどのようにとらえているのかお尋ねをしたいのが1点。

2点目は、基金積み立てです。ページ数でいいますと、77ページから78ページです。高野市長の施政方針に沿って基金も積み立てられているようで、例えば世界遺産であるとか、トキであるとかということなのですが、財政調整基金に対して1億6,200万円積み立てることになっているのですが、例えば目的別基金で見ると、今後重要であると思われる地域福祉基金とかは、1万9,000円という極めて少ない予算化です。財調に積みばかりではなくて、こういったところに今福祉問題がちょっと高野市政置き去りにされている感もあるのですが、きちんとやっぱり積んでいくということが私は必要ではないかというふうに思っているのですが、その辺どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

財政調整基金への積み立て1億6,000万ほど今当初予算に計上しておりますけれども、それにつきましては、繰越金3億を歳入で計上しております。その2分の1の1億5,000万を積み立てるというものと、その財政調整基金の利子を合わせて今の金額を積み立てるというものでございます。財調基金の残高については、22年度末で約60億という数字になるかというふうに考えておりますけれども、ほかの特目基金のところにも積み立てが必要という話でございますが、まずは後年度の財源不足に備えての財政調整基金に少なくとも一定額は積んでおく必要があるというもので考えております。60億というものがこれは佐渡市の標準財政規模約300億近いものがありますけれども、その約2割に相当するものでございます。それが他団体の財政健全化のこれは指標と言えるかどうか分かりませんが、5%を切ると、これはちょっと危ないと。健全化のためには10%から15%という団体が多いように思います。その中で、佐渡市においては標準財政規模の2割程度のものはまず確保するという考え方で当面この22年度にはまず60億までは積みたいという考え方でおります。

今後につきましては、今議員がおっしゃられましたように、必要なところに特目の必要なものについては、また積み立てを考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 石塚契約管理主幹。

○契約管理主幹（石塚道夫君） お答えいたします。

議員ご質問の件は、島内の業者に出せるものについては、極力出すという部分ということでよろしいのでしょうか。私は、物品にしる、工事等にしる、常々島内でできる部分については、そのようにしたいということで、そういうことに心がけております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほどの発注の件ですが、どこの委員会でもやっているのだと思うのですが、契約の問題でいうと、例えばきょう皆さんが出してくれたのを見てもらえば、読んでもらえばわかるのですが、島外資本系列店への発注になっていたと、過去。そうではなくて、地域にあるところにやっぱり純然たる落とすべきないかこう言うと、いや、契約上はそうはいつでも、島外から来ていても、これ島内ですよとって、そっちへ行っているのですから、そこは一工夫も二工夫も私要るのではないかということで伺うのです。今言ったあなたの答弁は、我々今まで聞いている。聞いてなおかつ市民厚生常任委員会はそうではないだろうとってやったら、あなた方はこの件に関するかもしれないが、努めますと、やるかどうかわかりません。努めますと言っているわけですが、その辺はやはり地域内循環に足を踏み入れるべきの経済状況の中で、やっぱり23年度にしっかり反映させていく必要があるのではないかと聞いてるので、再度お答えをお願いをいたしたいと思います。

2点目は基金の関連ですが、例えば先ほど午前中にやった22年度の補正でも、何のことはない財調に積んだわけでしょう、膨大な金額。先ほどの課長の話だと、ルールに基づくものの繰り越しの分を積んでいるのだというのだけれども、78ページ見てもらえばわかるように、世界遺産が悪いというのでない。世界遺産の問題であるとか、トキ環境整備には積むのです、必要なものにはあなた方。ですから、そこはきちんとやっていく必要があるのではないか。つまり先ほどの財務課長の答弁でいいますと、ルール以外の余剰なものが出たら、財調だけに積み立てるのではなくて、ほかのも考えていくという理解でいいのか。先ほど類団との話がありましたが、平成20年度決算で同じ類団の中で財調の伸び率を見たときに、類団のくくりの中では真ん中ぐらい、財調の伸び率は高いほうだというふうに私は認識をしているのですが、先ほど類団の話もありましたが、類団の中で財調基金の伸び率等はどのように把握をしていますか。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 財調関係について、先ほど説明を申し上げましたのは、地方財政法に基づく2分の1の積み立ての関係で説明を申し上げました。類団の中で財調の傾向はどうかということにつきましては、申しわけありませんが、ちょっとそこまで今分析が至っておりません。ただ、20市のレベルでちょっと説明をさせていただければ、平成21年度末財調残高が上のほうから新潟市、政令市ですが、165億、長岡が127億、その次に多いところでは小千谷の38億というところまで下がります。したがって、この水準、21年度末のところには当てはめれば今佐渡市が60億というこの財調の基金残高は、新潟、長岡に次

いで20市では3番目になるだろうということでございます。確かに特目基金に必要なところに積むということも今後必要なことだと考えておりますけれども、それと同時にまずその前にというとちょっと語弊があるかもしれませんが、今回のように合併特例債を残り大量に発行していく。そうすると、そのための返還金の財源確保というものも交付税で7割算入されるとは言いながらも、残りの3割はやっぱり備えなければいけないわけですので、そのためにも22年度、今回の3月補正でも減債基金に7億ほど積ませていただいて、10億ほどに残高がなっておりますけれども、減債基金においては20市の中では新潟市が約50億、長岡が8億程度ということですので、佐渡市においては10億というものは新潟に次ぐものかなというふうには考えておりますが、ただこれからまだ発行していく合併特例債等の返還のことを考えれば、今財調、それから次は減債基金でその他の特目基金のところにやはり充てていくのが必要なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 石塚契約管理主幹。

○契約管理主幹（石塚道夫君） お答えいたします。

経済対策もありますので、特殊なものを除いては佐渡の方に請け負ってもらおうようにしておりますし、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 基金の積み立ての件ですが、今類団等とあなたが言ったものだから、私の知っている範囲でいうと、20年度現在でいうと、財調のふえ率というのは私は極めて高い。それが21年度のも類団の中で比べたら多分かなり上がっているというふうに私は思っているものですから、あなたが言ったものだから聞いたところですが、契約の関係です。市長どうですか、例えば施政方針では現状認識の中で、引き続き雇用の安定と景気回復に重点を置かなければならないと言っているのです。さっきからの答弁聞いていると、配慮してやっているというのだけれども、ちゃんと本当にどうなのかという、これやっぱり実情をつかんでやらないと、このとき多分市民厚生が言ったのは、グリーン・ニューディールで教育委員会関係のときにテレビ云々というのは、結果的に島外系列のところに落ちて、まちの電気屋さんにはいかなかったという事例でこういう意見になっているのです。ところが、この2回ほど答弁ありましたけれども、いや、そのように努めてやっています。私は、議会の認識とあなた方の認識というのは大きく違うと思うのですが、そういったもったときちんと現状把握をして、そこを越えるべき壁があれば越えていくという、いかがでしょうか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然バランスよくやっているつもりなのですが、既に島外から佐渡市に入ってきて、一定の基準の中で島内企業として認めざるを得ないというか、そういうところは当然あるわけでございますし、さらにそこから下請で佐渡の経済の中にもう既に溶け込んでいるところもあるわけです。ですから、そのところを本当に生血を出すような格好で、それでは先祖返りをするのかということになると、また難しい問題もあります。そういう意味では、バランスよくやっているつもりなのですが、ただそれにしても、皆さん方のご議論の中で、あるいは意見を聞きながら、これからもバランスよく進めていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 財政課長は基金が一定のものを積み立てておるといふ安心感を市民に与えておりますけれども、そろそろ卒業される齋藤政策監に聞きますが、あなたが主軸でつくった将来ビジョンに対して、1億7,400万減の件費78億9,900万かな、この流れであなたは31年からの一本算定に形としてはいいというふうに認識してこの予算編成にかかわったかどうか。それが1点。

それからもう一点は、総務費の情報何とかというのがあった。これ何で総務課でこんなものを、これは観光協会とかでやっているのとダブっているのではないかと思うのですが、65ページ、佐渡情報誌編集発行委託料820万、何でこんなところで必要なのか私はよくわからないのですが、これは観光協会等で佐渡情報を一本化して流せばいいのではないかというふうに思うのですけれども。

もう一つ、例の一般質問等で出ますので詳しく聞きませんが、佐渡汽船にやる9,000万、これは特別委員会等を市長つくるべきだと、そこで議論してもらえばいいと思うのですけれども、この補助金等を出して私は市長から聞いている範囲は、佐渡市が窓口となっているというふうな説明の仕方であるとすれば、佐渡市が船をつくってリースするというふうな私は認識でおったのですが、これ補助金で出すと。いろいろな要件については全くこの段階では出ていないということになると、市民にどういう説明をされるのか。その3点についてお聞かせください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

齋藤総合政策監。

○総合政策監（齋藤元彦君） お答えをいたします。

将来ビジョンにおきましては、平成23年度の予算というものは総額で449億ということを目標にしております。それで、総額自体は464億になるということで、オーバーしているのですけれども、これにつきましては子ども手当の支給とか、それから中山間の直接支払いの特認分等々で、別枠で当初ビジョンをつくったときとは違うものが出てきておりますので、それを除くとびったし449億になるというふうに試算しております。

それから、件費につきましても、ビジョンでは予定が80億7,000万である予定でございましたので、それが今回の予算で78.9億ということで、それより目標よりは下がっているということでございます。このまま引き続き31年度に向けて一步一步詰めていくということをやっていくことが重要なというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

65ページの821万1,000円のことでございますが、これにつきましては、佐渡情報誌「えール」という編集発行しているものであります。これにつきましては、年2回10万部を発行しております。今ほど話もございましたが、観光ということもございまして、地域振興の面からしても、佐渡の情報をそこに掲載いたしまして、首都圏へ発信、また観光地への発信ということで交流とか、定住、そしてなおかつ観光に向けての佐渡をアピールするということでございますので、地域振興の面からこちらのほうで編集をしているということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 佐々木交通政策課長。

○交通政策課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

63ページの離島航路船舶事業の補助金9,000万でございますが、これにつきましては、社会資本整備総合交付金を活用するというところでございまして、これが財政力指数で県でやるよりも市でやるほうが率が高いということで、市が事業主体として佐渡汽船のほうへ補助をするという形のシステムで計上しているものでございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 政策監、あなたの予定からすると、相当頑張ったというふうな数字だというふうな今の説明ですけれども、それを制作したとき、私はこれではなかなか追いついていけない。あなたが総務省へ帰ったとき、特別枠として佐渡を見てくれるなら別ですが、このままではいけないだろうと、そこに見解に違いがありますけれども、私は今団塊の世代で思い切って減らしていくということをしないと、行政は継続ですから、新しい血も入らないというふうなところで、もう少し工夫があった人事も含めての考え方があったのかなということを期待しておったのですが、その辺の考え方があったら教えていただきたい。

それから、どうもPRというの、こんなもの10万部出して本当にあれかな、私はいつも言っているように地下鉄の中づり、なぜ地下鉄がいいかという、今いろんなニュースとか出ていますけれども、外を見ることができないから、中づりばかり見て30分ぐらい電車に乗っておるからというふうなことで、これは私は全く効果がないし、私の知り合いでこんなものを知っている人は一人もいないという状況の中で、どこへこういうものを配布しているのかなというふうに思うのですが、これはもっと別の形で多くの人目に触れる形、手法を考えないと、ただ去年ののにあわせてまたのせているというふうな感覚しかありません。私、こういうのが出ていいのがあったのというの、私の知り合いやそういう人たち、東京の人に聞いたことない。10万部ならほとんど目に触れないと一緒だと思うのですが、もっと工夫を、これは委員会で聞きますけれども、こういうのは無駄遣いだと言われても仕方ないのではないかと、こう思うのですが、その辺について費用対効果でどのように考えているか、説明ができればお願いしたい。

○議長（金光英晴君） 齋藤総合政策監。

○総合政策監（齋藤元彦君） お答えをいたします。

団塊の世代等々ということでしたが、将来ビジョンにもありますとおり、勸奨退職の推進というものをしっかりやっていくということが現在の方針でございますので、これを引き続きやっていくと。一方で、ちょっと心配しておりましたのが合併後新規採用がなかったということでございましたので、これについてやはり文化の継続という観点からも、少しずつでも採用することが長い目で見た佐渡にとっての大きな方針になるのではないかなというふうに心配しておりましたが、ちょうどことしから少しでございますが、新規採用し始めたということでございますので、一步一步これを続けていくことが大事なかなというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。



10万部ということで、費用対効果があるかということでございますが、実際先ほどもありました地下鉄という話もございました。そこにつきましても、わずかでございますが、宣伝のPR佐渡ということによっておりますし、またこのえールにつきましては、佐渡ファンをふやすということもありまして、佐渡準市民という方、それから関東におります佐渡の出身者の方等からご好評いただいております、その方からまた広く周知をしてもらっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） 緊急情報システムについてお伺いをいたしますが、私らが総務のときにこんなものやらぬでもいいですよと、200本の塔を立てて、そして指令をすると。何のときにそれが機能するのか。それは、わずか津波のときだけだ。それ以外に知らせる必要なんか何もない。テレビもあります。正確なものが、天気予報も毎日やっている。何にもそんな心配はないということで、こんなものやる必要ない。そうしたら執行部が言ったことは、200本の塔ではなくて、7本の塔を立てたい。それならいいだろうと、やりなさいと。今度はまたこれに5,800万をかけて、今度は各個別のうちまで全部テレビをつなげて、有線を通じてやっていく。利権絡みか何かでやっているの。どうしてそういうものが必要あるの。何回無駄だと言ったらわかるの、これ。今こんな時代だ。テレビもあれば全部あるのだ。正確な天気予報もあるし、いつになればどうなるか、情報はどうなるか、状況がどういふふうになるか、佐渡地方がどうなるか、全部こんなわかる時代だ。何が必要なの。津波のときだけでしょ、地震のときだけ。そんなもののためにこんな金をかけてなぜやる必要があるのか。同じことを繰り返しているのだ。利権ではないの、利権。200本を立てたい。立てなくてもいい。7本立てさせてくれ、それでやるから。今度はまた同じことをやっているの。何でこんなものが必要なの。これをやるとどうして人が救われるの。答弁しなさい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 確かに今議員おっしゃるとおり18年の委員会ときに我々は現在の防災行政無線の同報系を設置するときに、当時に恐らく十四、五億程度の予算を計上したわけなのですけれども、それがいわゆる基本の電波塔7本で、移動系に変わったという事実があります。しかし、そのときにやはり住民に情報を知らせる手段が全くないということで、ケーブルテレビ網を使ったようなことで、既存のインフラを使って整備を考えたらどうだというご意見もいただきました。それが基本になりまして、我々としては今一部の地域しか情報伝達の手段がない。これは、緊急時の情報だけではございません。通常の緊急的な行政情報等もすべて発信するという趣旨でいっておりますので、何とかこのケーブルテレビ網を使いました緊急情報伝達システムを構築させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） だから、何がために必要だと聞いておるの。どこが必要なの、こんなものが。テレビもラジオもあって、情報はどんどん入ってくる。こういう時代だ。ましてや6万自治なんていうのは自己責任の時代だ。町、村ではないのだ。何を考えてこんなもの金をかけてつくりたいというのか。何をかけてこんなものをつくりたいというのか。だから、私言うのだ。できるではないのと、テレビでも何でもできるではないの、ずっとこんなものやりたいというのは。こんなもの知らせる必要がどこにあるの。

佐渡のどこどこに何が起きましたと、個別に教える必要がだれに、みんなにあるの。どこにあるの。火災がどこかで起きたから、羽茂で起きたからというのをみんなに教える必要がどこにあるの。野次馬のあれをふやしておるようなものでしょう。何の必要があるの、一体。だから、実際役に立つのは地震だけですよ。地震のときには急に来るのだし、津波は急に来るのだし、このときには知らしめる必要があるのだと。100年に1回、1,000年に1回の話だなど。そんなものならつくる必要がないと。何のためにこれを全部みんなに教えなければならぬの、全部の家庭に。何かがあったときに、何を通達しなければならぬの。文書は山ほど毎日出ておるし、何を知らしめる必要があるの。全くよく冷静に考えなさい。全く必要性のないものやっておるのだ。そういつてはねられても、はねられても、このように手をかえ、品をかえしてまたやっておる。何のためにこんなことをやっておるのか。これ以上は私はやらないが、委員の皆さん、このことは何回かはねておるのです。しっかりしてください。これでやめますが、答弁するならしなさい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今議員のご指摘のところは100年に1遍の大地震等ございます。ところが、近年の災害傾向を見ますと、ゲリラ的な大雨あるいは地域的な災害が多数出ております。今回の9月の夜中の災害時にも、土砂崩れの警戒情報が出ました。ただし、それは一部地域に出たのですけれども、それを地域に伝達する手段がないということでございます。やはり行政というのは、そういうすべての情報が集まってくるところでございます。その情報を市民にいち早く伝えるということが全く必要になってくると考えております。この緊急情報システムは、そういう意味で既存のインフラを使いまして、安価にできると。10億とっておるのですけれども、同じ施設の規模を無線でやると倍以上かかるという基本設計の結果もございます。そういう部分で今回既存のインフラを使った緊急情報システム、これを全島に整備したいと。それで、緊急情報を流すということは、回数的には少ないかと思えます。それで、紙ベースで流されない通常の緊急的な行政情報もすべてお知らせしたいと、そういうふうに有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

会議の途中でありますので、ここで10分間休憩します。

午後 4時38分 休憩

---

午後 4時48分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

北村世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（北村 亮君） 先ほどの臼杵議員からのご質問に対する教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させることについての根拠条例について間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

地方自治法23条と申し上げましたが、正しくは地方自治法180条の7に基づいてということでございます。おわびして訂正申し上げます。(該当箇所56頁下線部)

○議長（金光英晴君） 質疑を続けます。

次に、3款民生費の質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 大分時間が迫っておりますので、質問を2回にしてさせていただきますので、簡単に明確にご答弁をいただきたいと思えます。

91ページ、下の丸の2番目でございます。社会福祉法人運営費助成事業、これで1億6,327万3,000円、これを措置されておりますが、また決算のときに佐渡市の社会福祉協議会法人の助成についての条例というものがあって、佐渡市補助金交付条例の規則によって出されているというふうな形でお聞かせをいただきました。人件費が4分の3、それから事務費が2分の1補助でこの金額が措置されているわけですが、委員の中で再三社協の人件費をなぜ出さなければならないのか、あるいは事業関係の範疇に入るのに出す必要があるのかということは、課長は十分耳にされたと思えます。それにもかかわらず、同じ方法で措置されている。これには根拠があってされていることだと思えけれども、そのことについてどのように説明をされるのか。

それから次のページ、93ページであります。下から2番目の老人福祉一般経費の中に、ちょうど真ん中、資格取得支援事業補助金で93万円措置されております。この内容は予算書の概要を見ると、介護福祉士及び訪問介護員などの資格取得に必要な受験料、受講料、旅費等の経費の一部、経費の2分の1、上限5万円を助成することで就労意識の向上を促進し、介護現場の人材不足解消及び雇用の場の確保を図りますと、こういう説明があります。確かにこのことは私は老人がふえることですから、こういうふうな介護に携わる人を育てていかなければならないということはよくわかります。がしかし、実際に受験に来ている人を見ると、既に施設に就職をし、その人は資格がなくて取りに来ているという形の人が見える。あるいはまた自分の親が年をとってどうしても自分が介護をしなければならないなということで、その介護の勉強に来ている人が多いように聞いています。ということは、そういうふうな人たちともっと若い人、本当に就職したいという人を育てる、この2本立てから考えれば、この予算が適当であるかどうかは考える余地があると思うが、その点についてどのようにご説明いただくか。

次に、97ページ、ぼちが4つ目です。安全安心地域推進事業、これで574万9,000円措置されています。これは、昨年私の一般質問で佐渡版の地域医療、福祉事業をつくったらどうだという質問をした際に、高齢福祉課長から羽茂を主体にして産学連携で1つのものをつくっていきたい。そういう意識調査をしてこういうものを育てていききたいというふうな形でご答弁をいただいたと記憶しています。私は、本当にこういうことは佐渡版福祉の大事なことだと思うので、1カ所ではなくて、例えば1年目に新潟大学の人羽茂をやってくれた。2年目は、例えば赤泊をやるとか、3年目は例えば高千なら高千をやるとかというふうな形でくるくる順番にこれを進めていくような形を考えるべきだと考えますが、その辺のことについて、これをどのように説明するか、お尋ねをいたします。

○議長（金光英晴君） 新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

佐渡市社会福祉協議会への運営費の助成の件についてでございますけれども、これまでも確かにその運営費の助成のあり方についてご議論いただいたところであります。社会福祉協議会につきましては、地域福祉の増進を進めるために設置された団体でありまして、ほかになかなか収入がない団体でございます。介護福祉事業等で、そういった部分での収入はありますけれども、我々が運営費支援をしている部分につきましては、本部会計に当たる部分、こちらのほうの人件費相当額の3分の2、それから事務費相当額の2分の1ということで支援をしまいでございます。これにつきましては、ほかの市町村等につきましても、大半の市町村はこの社会福祉協議会については、同様の支援をしておるということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） それでは、議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、資格取得の関係でございます。これについては、予算書のところに93万円のさせていただいております。これにつきましては、対象者、議員がお話がありました方も含めて、私どもとにかく資格を取っていただいて、この福祉の時代にそれを有効に生かしていただきたいと、そのように考えております。先ほどご指摘ありました若者も含めてということでございますが、23年度におきましては、かなりの福祉施設等が建設が予定されておりまして、かなり有資格者あるいは介護員等が必要になってきます。その関係で、私どものPRだけではうまくいきませんので、そのあたりは商工分野とお話をさせていただきまして、特に若者等にもPRをさせていただきたいと、そのように考えておりますので、この予算を有効活用してPRを進めていきたいと、このように思っております。

それから、2点目のお尋ねでございました安全安心の関係でございます。これにつきましては、23年度は2年目ということでございまして、羽茂本郷地区を対象にいたしまして、昨年度は意識調査等を行ったわけでございます。23年度は、実際に集落に入りまして、皆様方の住民の事情等をお話ししながら、具体的な事業に取り組んでいきたいと、このように考えております。その事業につきましては、地域支え合いの体制事業等を中心でございますが、先ほど議員からもお話ありましたように、医療、福祉、介護が一体となった拠点づくりになるように頑張っていきたいと思っております。この計画の長期の考え方がございまして、実は島内に3カ所程度モデルゾーンをつくって、そこで検証した成功例を皆様方にお伝えをしていきたいということでございます。そうなりますと、1カ所始めるといことになりまして、調査、事業の実施、実施後の検証ということで、最低でも3年はかかるのではないかなということで、3年掛ける3の約10年ということで、この計画を31年度まで考えておりますので、議員のおっしゃるようなこのモデルゾーンは次々に今羽茂地区でございまして、ほかの地区にもお伝えをして、佐渡版のコンパクトシティー構想を推進していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 社会福祉協議会の事務費負担あるいは人件費の補助については、理解をいたしますが、委員会の中でもなぜOBが多くを占めているのか。むしろ若者の就労を考えれば、プロパーの人材でもフォローができるはずである。にもかかわらずOBがそこに居座っている傾向が強いというご指摘がされたと思っております。この辺はプロパーができるのかできないのか、OBでなければダメなのかどうかという

ことも含めてご説明をいただきたいと思います。

それから、介護福祉士については、実情を聞かせていただきました。後に説明がありましたコンパクト福祉構想の中に組み込まれていければ、当然人材を育成していかなければなりません。また、佐渡版はどこよりも高齢化が進捗しているわけですから、佐渡から発信できる福祉行政、行政視察に来るような福祉づくり、コンパクトシティづくり、そういうものを目指してつくってください。それこそが私は高齢化が進んでいる佐渡が最大の勉強地であるというふうに思いますので、その辺の決意を聞かせていただいて、私の質疑は終わります。

○議長（金光英晴君） 新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

社会福祉協議会OBでなければだめなのかと、プロパーではどうかというお話でございました。これは、必ずしもOBでなければだめだと、そういった性格のものではないというふうに考えております。今回そのようなご意見があったこと等については、また伝えてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

福祉版のコンパクトシティ構想につきましての実施事業は、ソフト事業ということで考えております。その中で、人材を育成しなければならないというのは言うまでもありません。地区の中でも、地域の助け合い事業等の中でも、やはり有資格者という方も当然必要になってくるわけでございます。これは、ヘルパーさんとか、いろんな方がおられるかと思っておりますので、そのあたりのことも集落の中で話し合いながら進めていきたいと思っておりますし、議員がお話しいたしましたように、高齢化の先進地でございますので、この構想の事業が先進的に進められるように、全力を挙げて努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 113ページ、保育所費の中の上の段です。保育所整備事業なのですが、これはどこの箇所なのかということと、統廃合による新しい施設を建てるものなのかということをお教えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

113ページ、保育所整備事業でございますけれども、こちらにつきましては、小木のこどもセンター、小木の保育園と幼稚園の合築の施設でございますけれども、こちらの整備ということでございまして、プールの解体、それから解体した後に園庭、駐車場、避難路等の整備を予定しておるものでございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいきますと、93ページです。場所という、上のほうの行旅病人死亡人取扱費30万4,000円についてです。昨年無縁社会ということで、その行旅死亡人のことが非常にクローズアップをされたわけなのですが、佐渡市でもこういったものがどのぐらい23年度はあるという認識でやっているのか。また、過去についても、過去の経験則でいうと、こういったものがあつたのかも含めてちよ

っとお聞かせ願えればと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

行旅死亡人取扱費でございますけれども、これにつきましては、複数年に1度これまではあるかないかということでございましたけれども、費目として計上させていただいておるということでございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 1点だけお聞きしますが、97ページですが、老人ホームの運営の関係ですが、97ページの真ん中あたりであります。老人施設の整備事業として8億400万という金額が上がっておりますが、市のほうで補助金を出そうということで、恐らく民間の施設ではないかと、こう思います。これは、どこほどのくらいの規模のものが出るかお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お尋ねにお答えをさせていただきたいと思っております。

この補助金につきましては、既に議員もご存じかと思っておりますが、民間の事業者に参入を促しまして、福祉施設の整備をお願いをしたいというものでございます。その補助金でございます。23年度におきましては、特養の増床、地域密着型のミニ特養の設置、それから短期入所生活介護、それから小規模多機能居宅介護等につきまして、島内各地に設置をさせていただきたいと、そのような形で私ども考えております。また、これ以外にミニ老健も1カ所考えております。ミニ特養につきましては、3カ所を考えておりますし、特養の増床につきましては1カ所を想定しております。小規模多機能、居宅介護については2カ所を考えておりますし、ショートステイについては2カ所というように考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） せっかく答弁をいただいたので、それでは今言われるような施設計画、現地へ落とすとどこと、こういうようなことは一定の想定がされて計画は進むものだと思いますが、そのあたりがわかりましたら教えてもらいたい。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

特養の増床につきましては、赤泊地区を予定しております。それから、ミニ特養でございますが、これについては3カ所ございまして、新穂、佐和田、相川を予定をさせてもらっております。それから、小規模多機能でございますが、これについても予定のほうを金井と佐和田に予定をしております。それから、短期入所、生活介護、いわゆるショートステイでございますが、これについては相川と佐和田に2カ所、最後でございますが、ミニ老健の予定でございますが、これは小木に1カ所ということで、予定をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 151ページの埋設農薬最終処理事業という、これきょう出た補正予算の中でも、一部は繰越し、余った金は補正で減額して、またここに8,100万ほどのっておるのですが、これ全体的にどのようなようになっておるのか。また、23年度はどのようなことをされるのか。地区も多分多いだろうと思うのですけれども、その辺について詳しくお聞かせいただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

埋設農薬の処分費でございます。ことし金を減額をして、またこれだけの計上をさせていただいております。補正のときの話ですけれども、ことし減額になったのは、再調査の結果思ったほど範囲が広がらなかったということで、減額をさせていただきました。今年度、23年度につきましては、一応3地区の調査を予定しております。場所が相川と赤泊と両津ということで、まずやることはボーリングをして、そこにくだんの農薬がどのあたりにどんな状態で埋まっておるのかをまず押さえたいと思っております。それがわかりますと、できたら順番が今のところ相川を想定しておるのですけれども、確定でき次第それを掘り出して処理するのに取り組みたいと、そういうふうを考えておりまして、これだけの予算を計上させていただきました。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 151ページ、6の1の3、中山間地事業ですが、これは民主党の目玉の政策の一つでありまして、急傾斜、緩傾斜、関係なしに離島特認で佐渡全域に1反歩8,000円配る制度です。度胸を出して金子課長が去年の5億から9億まで上げてありますが、第三者委員会はどのようなになったかをまずお聞かせをいただきたい。

次に、155ページ、水田農業構造改革総合推進事業補助金、全く中身がわかりませんが、この1億2,500万の中身を説明していただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

まず、1番目の中山間の直払いの特認でございます。ご承知のように23年度からいわゆる離島地域振興8法の中で、特に離島等という表現で出てきたわけなのですけれども、離島等の平地においても、中山間と同等の条件不利を有する地区については、それなりの助成をしようということで、現実的には新しく取り組むようになった事業でございます。第三者委員会というものが2つあります。県の第三者委員会、そ

れと国の第三者委員会であります。我々は非常にありがたい事業だということで、実作業の中では佐渡のこの国仲平野の1町歩区画の田んぼもあるようなところが本土とどう理由で、どれだけの差があるかということの一つ一つの項目について立証する作業をいたしました。

例えばカントリーの値段が本土と比べると佐渡は高うございます。そう申しますと、何で佐渡は高いのだというお話でございますので、それは建設そのものがコンクリートがこれだけ高い、鉄筋はこれだけ高い、海上運賃もかかるという、そこからお話をしまして、よって、カントリーエレベーターの単位当たりの料金は本土より高い。ことほどさように基本的には費目一つ一つ全部こういうふうな理由でつぶしていきまして、おかげさまで本土の平地と比較をして、1万2,000円弱ぐらいの経費の差がある。当然佐渡が高いということを立証いたしました。そういうことで、現在の基準ですと、1万2,000円ですと、いわゆる緩傾斜、100分の1傾斜の8,000円の補助ランクになるということで、佐渡の平地は8,000円のランクで我々は今回の直接支払いの対象にさせていただきたいということ为先月県の委員会に申請をいたしまして、県のほうは我々の作業は全部新潟県さんのご指導をいただいて作り上げたわけですが、県の委員会のほうは通していただきました。それをそのまま国の第三者委員会へ送っていただきまして、これにつきましても、農水省から直接その担当の室長も現地を視察にも参りました等々で、いろいろとまた追加の作業もあったのですが、おかげさまでこの28日の国の第三者委員会において、ご了解をいただいたというところでございます。

それから、水田農業構造改革総合推進事業の補助金でございます。この補助金につきましては、いろいろな補助金を盛り込んでございます。例えば今までの取り扱いでありますと、転作関係の補助金であったもの、それものせてありますし、それからいわゆる環境直接支払い的な佐渡版所得補償の部分も今回ここへ一括で計上させていただきました。内容を申し上げます。環境保全型農業の直接支援体制ということで、これについて4,400万ほど、それから佐渡版所得補償の江の設置、それから佐渡版所得補償の魚道、それから佐渡版所得補償2項目加算でありました生き物調査等々で、これが4,480万ほどここに計上いたしております。それから、今までの転作関係のやつで、産地づくり対策等々のほかにも組織化、団地化加算で630万でございますとか、振興作物助成に870万でありますとか、高品質の米の仕上げ等々、それからバイオトープ型調整水田の助成でありますとか、そういうものをそろそろ盛り上げてまして、こういうふうに積み上げてございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 中山間地事業は、職員も頑張りましたが、地元の代議士もえらい汗をかいたことをつけ加えておきますが、詳しくは一般質問で申し上げます。

2番目の水田農業構造改革ですが、これが何で今の説明のように佐渡版所得補償、環境保全、産地づくり交付金を去年まで項目を上げて出していたのをひっくり返してわからぬような言葉を使ってそれぞれの予算額もわからないようにしたのかは、ちょっとわかりませんが、もしその理由があったら教えてほしいのと。聞きたいことはこういうことなのです。佐渡版所得補償が甲斐副市長が起案をしまして、私大変全国で初めてのすばらしい政策と高い評価していたのですが、これは7,200万ぐらいだったのをつまり半額に、4,480万にしました。それでもって1億2,500万、つまり実質的にはもっと予算額が多いのをなぜ佐渡版を切ったのか、1つ。



もう一点は、2つ目の民主党の目玉ですが、実はエコファーマーに対して今までなかった環境保全型の中で4,400万、これ国が4,400をつけて8,800万なのですが、これも10アール当たり1,100ヘクタールに8,000円ずつ配る新しい制度なのです。それを含めた場合、先ほど申し上げましたように、総額でかなりふえるのを佐渡版を半額にして、せっかくの佐渡の目玉政策を切った理由を知りたい。

○議長（金光英晴君） 金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

まずもって、佐渡版所得補償たしか……

○23番（近藤和義君） 名前から。どうして去年の項目を上げないでがっちゃんにしたのか。

○農林水産課長（金子晴夫君） 今回のいわゆる民主党さんの農業に対する手当、戸別所得補償を中心として進めていくということで、考えてみますと、いわゆる戸別所得補償の岩盤部分、それから変動部分、それから先ほども申し上げましたけれども、中山間の直接支払い、それは中山間の急傾斜であれ、緩傾斜であれ、今回お認めいただいた特認の平地であれ、もろもろの施策が所得補償という一くくりの中に入ってまいります。そうすると、戸別所得補償の岩盤部分1万5,000円、ことしは変動部分が1万5,100円であって、次に平地でいきますと、今回これが認められると、1反歩8,000円がそれに上乘せがされて、さらに農地・水のほうの取り組みがご承知のように前は1階部分と2階部分とあったのですけれども、1階部分はそのまま、2階部分が2つに分かれてまいります。その一つの環境保全型のところへいきますと、これも国が4,000円を出して、県と市と合わせて4,000円で8,000円になってまいります。もろもろの施策を総合して、トータルをして農家の所得を補償しようというのが現在の基本的な取り組みになっております。

我々もそれにあわせて、片や佐渡版の戸別所得補償という、片や転作関係の奨励金といい、片や中山間直払いといい、そういうところをできるだけ1つの中に入れて、総額で皆さん方にお示しする。農家の方にもお示しをする。これだけ我々も言うては何ですけれども、努力をしておるのだということも見てほしいというのがあるのですが、こうすることが一番わかりがこれからよかろうということで、1つにまとめさせていただきました。そういうことでよろしゅうございましょうか。

○23番（近藤和義君） いやいや、佐渡版は何で切ったの。

○農林水産課長（金子晴夫君） 佐渡版を先ほど申しましたように、別に切ったわけではなくて、7,200万あったうちの先ほど言いましたように農地・水の2階部分が環境支援として、一つの事業として独立をいたしました。農水省の方には佐渡のために取り組んでくれるのと問うたぐらいの事業でありまして、いわゆる5割減減を前提にして、冬期湛水をしたら、それにトータルで8,000円を出そうという事業をことしからつくっていただきました。これも我々は生き物をはぐくむ農法、トキのえき場づくりということで、鋭意進めておるところでありまして、非常にありがたい。今までの佐渡版所得補償の中に冬期湛水という項目も入っております。だから、これをできたらこっちの国のほうへ移動してもらって、我々は残ったところを充実をさせようということで、それを移していくと、それくらいのお金になる。だから、実質農家の取り分としてはふえることはあっても減ることはない、そういうふうな仕組みになっております。市の一般財源のほうが非常に助かるというふうな話であります。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 農地・水を1階と2階に分けたでしょう。1階部分は同じ6,000万を組んであるわけ、2階部分をゼロだったのを8,800万も国の予算を組んだわけ。

〔「4,400」と呼ぶ者あり〕

○23番（近藤和義君） 4,400万は市と県でしょう。そのほかに4,400万が予算には入っていないけれども、農業者はじかに行くわけ。そうやって国が離島の農業と、それから全般の農業政策に厚い手当てをしているのに、佐渡版をいや、こっちが厚いからこっちを切ればいいという話ではなくて、どうしても理解ができない。佐渡は佐渡特有に生物多様性農業を進めなければならぬから、目玉政策でしょう、佐渡の。国がフォローするから佐渡版をどんどん、どんどん切っていくなんていうやり方は理解できないのですが、これ一般質問でやります。答弁用意しておいて。絶対に私は納得できない。もし言うことがあったら最後に言ってください。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） これは市長にお答えをいただかなければ困るのですが、この農林水産費見ますと、予算総額が36億3,654万6,000円、次の商工費19億8,109万6,000円しかない。約半分です。これは私は就労する人口も、税収も商工のほうが多いのだらうと思うのです。こういう予算割り振りというのは、どういう経過で出てきたのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に難しい質問をされましたけれども、結果として、一定の金額を投資した効果が見えやすいところはやはり順序をつけて投資をするというのが通常のやり方だということで、たまたま今回は農林水産に大きな投入金額を表に出すというのが効果があるというふうに踏んだわけでありまして、また例えば基盤自体が商工業に効果があるという時代が来れば、あるいはそういうインフラができれば、当然商工費へ投資するということになるわけでありまして、そのところをご理解をいただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） これちょっと商工関係やっぱり相当不満を持っているのだらうと思うのです。これは、ずっと私見ているのですけれども、やはりこのバランスは変わってこないのです。これは、実際にどういうことなのか。これはやはりどこに手を入れたときに効果が出てくるのか。これは、ゼロからやっぱり洗い直してみたほうがいいと思うのです。国の政策がこうだからではなくて、佐渡はどうなのか。どういう政策で、どういう予算の配分をしたほうが効果があるのか。これは、従来のベースではなくて、ゼロからやはりやってみる必要が私はあるような気がします。そうしませんと、このバランスは変わっていかないと思う。これは、どこかで変えていくことで、佐渡が変わるという期待も出てくるのです。ですから、そういうことで予算というものを検討していただきたいというふうに思います。これは私の希望、お願いです。一言だけ市長答弁いただければ。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そのとおりでありまして、基本的にそれではインフラ、現在船しかないというふうな状態の中で、投資の方向がどちらに向くかによって、インカムがアウトカムになるかということの数字は今から5年前につくった産業連関表しかないわけですが、ただ特に観光を中心にして大幅に

集客ができない現状を考えると、やはり農業自体は非常に投資した分のそのまま見返りがあるかどうかと言われますと、非常に難しいのですが、少なくとも売り上げが上がっていくという形ではありますので、現在現状のところはそういうふうな投資の比率になっております。

しかしながら、この問題、空港の問題も含めあるいは船自体が安定して冬の凌波性がいい、つまり揺れないで速い船ができる等々ベースが変わる。または、新幹線の2014年問題が解決するというふうなことが当然あれば、この比率も当然変わってくるというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 先ほどと同じ、ページ数でいいますと、151ページの中山間地の直払いの関係と棚田農家の所得補償の関係でお尋ねをしておきたいと思えます。

まず1点は、直払いのほうで特認で平場で10アール8,000円ということだと、中山間地の緩いところと同じくらいになってくるのだろうというふうに思うのです。その辺の単価の問題はどうなのかが1点。

それと、本年度の目玉の柱である農業関係のG I A H Sの申請、農業遺産の関係の。今年度中には結論が出るだろうと言われているのだけれども、G I A H Sを考えると、例えば佐渡版農家の所得補償でいうと、認証米に特化した部分が極めて強い。ところが、G I A H Sという角度で見ると、佐渡全体を広く佐渡の農業の特色としてやっぱり生かしていくという角度から見ると、どうも佐渡版の所得補償は一定程度評価はするのだが、結局認証米の取り組めない方々の部分をどうして位置づけていくのかというところが私必要なだろうと思うので、その辺はどのようにことしの目玉政策のG I A H S申請との関係でいうと、あなた方は政策に生かしているのか、お尋ねをしたい。

○議長（金光英晴君） 金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

まず、中山間の現在の特認が平地が8,000円になると、中山間の緩傾斜と同じになるのではないかと。確かにそうであります。今も中山間の緩傾斜は8,000円であります。単価はそろいます。ただし、今現在の緩傾斜は急傾斜を支える緩傾斜という条件をつけて今採択がされております。今度平地が特認をされますと、その条件を満たさない緩傾斜、いわゆる緩傾斜だけの緩傾斜もいわゆる不利地として8,000円の対象になってまいります。8,000円は変わらぬのですが、変わるのはそこが変わってまいります。そうすると、では100分の1勾配と、それを超える150分、200分の1勾配と何が違うかという話になるのですけれども、経費的に積み上げてみると、どう転んでも今回の制度そのものは8,000円コースか、2万1,000円コースか、2つしかないもので、同じところの8,000円にいくということで、これはなるほどご指摘のとおりなのですけれども、ご了解をいただきたいというふうに思っております。

それから、佐渡版所得補償と認証米に取り組まない方々の手当、それとG I A H Sの関係でございます。なるほどG I A H Sでございまして、不変定位システム、要は後世に残すべきシステム、取り組みとして、我々はこれから佐渡版の生き物をはぐくむ農法と経済を結びつけた、この取り組みをG I A H Sに申請をして、佐渡丸ごとで売り出そうと今かかっておるわけでございますが、なるほど認証米に取り組む方々には、米の値段もそうなのですけれども、いろんな恩典といいますか、積み上げの対象にしておるところがございまして。ただ、我々としては認証米も欲しいのですが、トキのためには生き物をはぐくむ農法も取り組んで、これも広めたいということで、そういうところから環境直接支払的な佐渡版所得補償というこ

とで、いろんな取り組みを組み合わせさせていただくと幾ら幾らとこう積み上げていけば、だから地域に応じて最高が1万幾らになるのですけれども、そこまではいなくても、認証米のところまでいけなくても、できるだけ生き物をはぐくむ農法に取り組んでいただけると、それなりの補償がされるようなシステム、これを最終的にはつくり上げてまいりたいと、そういうふうには思っております。お金の関係もございまして、どこまでできますかわかりませんが、23年度の我々の主要な事業の一つとして、2次生産費まで含めた実際の所得構造といたしますか、生産費構造をきっちりと押さえてみたいかと、そういうふうには思っております。それを見ながら、副市長常々申しておりますように、再生産可能な農業がどの辺のところまで成り立つものなのか、それについてはあとどれくらいの、例えば収入が要るのかなと、そういうところを押さえ切っていきたいと、そういうふうには考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） G I A H S のこともよくわからないから聞くのですが、世界に8カ所ぐらいがもう既に認定されているということで、それを全体として見てみると、佐渡の場合離島ということですから、佐渡丸ごとということがあって、先日こんな話聞いたのです。かなり年配のおじいちゃんとおばあちゃんが先祖代々から残った棚田効率低いけれども、やっているのだ。「あんちゃん、おら認証米も何もわからぬけれども、先祖から受け継いだ田んぼをやっておるんだっちゃ」と、こう言っておりましたが、まさにそういった天に上る棚田というのがこのG I A H S の関係でもイメージ的にあるわけですが、そういった方々にもやはり何とか手当てしていけるということがまさに石川ですか、富山ですか、里地、里海、棚田は里海なのです。という意味でいうと、やっぱり中山間地のそういったトキ認証米に取り組めない部分が私極めて実は重要になってくるのではないかなというふうに思っているのですが、その辺の仕掛けをするつもりがあるのかなのかどうか含めて簡単に聞きたいと思えます。

○議長（金光英晴君） 金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えします。

なるほどいわゆる耕して天に上る棚田、これも立派な農業遺産になるのでしょうか。今そこを認証米にも取り組めないようなところをどうやって支えていくかというお話でございます。これは、もうできたらそこでできた米は、例えば平場で1反歩10俵とれるところと小さい耕運機しか行かぬで5俵しかとれぬところと、今のまま流すと同じ1万5,000円なら1万5,000円であります。できたらこれを今の計算でいけば、倍の3万でいければ基本的に売り上げ収入そのものは確保できるのだらうということで、何とかそういうところを特別な米として、特別な農産物として流通をさせることができないかということを考えております。米について言いますと、いわゆる無農薬の棚田のはざかけ等々のスキームで売れば、相当の値段で流通ができる。ただし、このときにネックが1つあります。それは、どうやってそれを集荷をして、どうやってそれをストックをして、どうやって注文に応じてさばくかということがあります。そこらのシステムを今J Aさんと一緒に何とかしたいということで考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 大体この150ページから160ページまでのこの農業予算みんな間違えておる。基本的に国も間違えておるけれども、農業する人がいないのに、こんなことやってどうするのだ。この前いつか会ったら、副市長と課長と胎内市へ米粉を農協と一緒に売りに行ったと。ばかなことをやっておるのでは

ない。そんなふうにするのですが、とにかくばらまいて、今柿やっておる同僚議員に聞くと65歳ぐらい、10年たつと75歳になるというときに、どれが課長、農家育成の予算がこれどこにあるの。これどこ見てもない。そして、155ページの販売網構築だとか、佐渡米販売構築委託料だとか、これでどうして佐渡農業の生産性がふえるのですか。私は、後継者がおる専門農家にはどんどんやればいい。ここにひな壇座っておるところで1町歩つくっておる、2町歩つくっておる兼業農家、それから農業委員のメンバーを見ても、本当に専門農家の農業委員というのはおらない、大体兼業農家とか、どこか退職したようなのが集まってきたおる。基本的にここが間違いだと思って、どうしてこういうばらまき予算をつくるのか私はわからないのだけれども、そして片っ端から、金井にしても、羽茂にしても、どんどん、どんどん一等田をつぶしておる。そして、片っ方でも谷やぶになったようなところを耕作放棄地を何とかしなければならぬ。そもそも国も間違っておるけれども、市も全然農業を育てるといふ、農業を発展させようといふ予算がどこにも見られない。一体これはどうなっているのだと思うのだけれども、この販売網がどうして佐渡市の将来の発展の農業予算になるのか、説明を求めたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

農業の振興のために、私は3つ必要なのだろうと思っております。生産対策と、それからそのつくったものを販売対策、できたら販売対策と生産対策同時に、それを支える基盤整備、それがこれは林についても水についても、いわゆる我々の6款の農林水産業費ですから、これは全部生産をして、販売をして、それを支える基盤を整備するということに集約されておりますので、これを上手に使うことによって、農林水産業の振興が図れる、そういうふうを考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 農業の振興を図るといっても、農業をやる若手がいなくてどうして振興図れるの。だから、基本が間違えておると、こういう予算づくりになるので、これは先ほど同僚議員がひな形写しだと言っていたのですが、課長もきつい立場におるのはわかるけれども、抜本的にこの大きな予算を変えていかないと、市民からの批判は大きいと思います。とにかく若手の農業者には圧倒的な支援をしてやるという考え方でないと、どんどん、どんどん田んぼがつぶれていく、柿畑がつぶれていく、農業委員会は何をやるかという、田んぼをつぶす、畑をつぶす農業委員会になっておるのです、それを許可する。これは、本当に重大なことだと思っておるのですが、この販売網を幾らつくっても、販売するものをつくれないう状況になったらどうしてこれが回転していくのかよくわかりません。この辺で委員会できっちりとやっていたかかないと、何のための予算を垂れ流ししておるのだかということになりますから、ぜひ委員の皆さんお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これは当初予算だから、予算の大綱というのが大事なのです。そこで、たまたま農業費と商工費を含めて質問せいと、こういうことだからおれが聞く。

皆さん、ここに当初予算の概要というのを持っておるでしょう。まず、これを開いてください。これの10ページ。このことしの予算の中で、俗に言う政策、生産政策というのですが、生産政策にかかわる予算

の中で、減っているのは商工費だけなのだ。そうでしょう。おれは、これはちょっとずばり聞いてみたいことがある。部長制をしておったときには、商工課長と観光課長と2人おった。部長を廃止をしたときに、商工と観光一緒にして、課長を1人にした。その結果、こういう現象が出ておるのではないか、率直に聞きたい。それは、国の施策というのがある、だからそういうことにはなるのだけれども、商工の事業というのは多分に地方の、つまり佐渡市が独特の仕事をやらなければならない。だから、ここに政策立案能力というのが試される。それがここにあらわれているのではないかというふうにおれは見ておるが、市長はどういうふうに見ておるのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今のところその詳しい分析はまだ、分析どころではないのですが、ちょっと今のところ私に数字は入っておりませんが、別に課長が減ったからといって予算が減るということではありません。この問題については、さっき申し上げたように、投資するそれに値するインフラであるかどうかということが1つありまして、特に去年は空港の問題等でいろんな形で動きも激しゅうございましたから、そういうことも当然ありますし、今回は農業に大きなウエートがしかれたのは、国もまた直接支払いの大きな予算をつけてきたということで、それを効果的に使おうということもありました。国の施策がどこまで続くのかというのがちょっとわかりづらいところがありますけれども、しかし来る金はやっぱりもらっておかないとまずいということが基本的にありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） それは、農林水産事業費の今回の予算の国県支出金というのは15億7,200万ぐらい来るわけでしょう。だから、国から補助金があるから予算をいっぱいつけると。つまりコピーみたいなものだ、国が言うからやると。それに対して、商工に関する国県支出金というのは3億900万ぐらい。比率から見ても断トツに違うから、国に右に倣え、県に右へ倣いしておるからこういう予算になるということ私はわかっておる。ただ、国から補助金をもらわないやつで、自分の頭で考えてやらなければならないのが商工費なのだ。そういう意味からすれば、きらりと光るやっぱり商工政策というのがなければならぬと、当初予算だから。そういう見方をしなければこれらちが明かぬと、こう言うのです。あなた数字に出してしまったのだから、何とかかんとか言い逃れはしなくてはならないのだろうけれども、私は黙って見ておったけれども、こここのところ一言言っておかなければならないなと。ここから先言うと、一般質問になるからやめるけれども。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を許します。

松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 先ほどから諸先輩議員方の一般質問の前哨戦を聞かせていただきました。具体的に予算の数字の件について質問申し上げたいと思います。

まず179ページ、観光協会に関する補助金についてお尋ねいたしたいと思います。この179ページの観光

団体育成事業4,514万、内訳といたしまして、観光協会の主なもので、運営費補助金、そして観光協会事業費補助金、これでもって4,500万計上されておるわけでございますが、このほかに各いろいろな補助金あるいは事業として、観光協会の23年度の市から回る補助金総額あるいは事業費総額は幾らになるのか、お尋ねいたしたいと思います。つまり観光協会の予算書あるいはまた決算書にのる佐渡市からの補助金総額お聞かせください。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 5時53分 休憩

---

午後 5時55分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

観光協会の補助金は運営費と事業費、それ以外に各今観光協会組織の改革と申しますか、そういうことを考えながら事業展開しております。したがって、個々の補助金については、委員会の中でお伝えしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 私は、所属委員会でないものだからあれなのですが、去年ですか、22年度の場合、いわゆる事業費、運営費含めて、全部のあれで1億5,000万確かに超えたと思うのです。それは、去年の予算書の中でも個々ののは出てこなかったのですが、私なりに観光協会の事業と照らし合わせて電卓ここで打って、ほぼ観光協会の予算書と決算書と間違いのない数字を私でさえ出しておったのですけれども、これ出ておらぬということになれば、後で聞かせていただきたいと思います。つまり何を言いたいかというと、観光費の総額が今回の場合2億4,400万、ことしは観光協会に通す金が幾らだかわかりませんが、もし昨年並みまでいかぬでも、仮に1億二、三千万としても、全体の観光費の今までの例からいうと、半分以上のものが観光協会にいくわけです。それが余り観光協会の事業成果が上がっていないということで、私委員は外れたのですが、所管の委員会では休会中ですか、観光協会の人事について掘り下げた提案があったように聞いております。いわゆるこのままだと、人事に対しても佐渡市は金出すのに関して出さなければいけないということにあって、多分提案申し上げたというふうに聞いたのですが、その辺について今回の施政方針並びに予算にそういうことが反映しておるのかいないのか、そこを1点お聞かせください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

議会の特別委員会のほうから観光協会の組織強化、この意見をいただいて、協会と実際に検討を行っている最中でございます。したがって、そういうことを含めて今後予算のスライドと申しますか、事業の内容について精査をする必要があるということでございます。先ほど松本議員昨年1億5,000万と言わ

れておりますが、ことしについてはそういうことも含めて考えれば、それより削減していくというふうに考えております。

以上です。

〔「特別委員会じゃないよ、常任委員会」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（伊藤俊之君） 訂正いたします。

所管の常任委員会でご議論いただいたということでございます。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 商業のことですから、一言言わせていただきます。

172ページの商工振興費、その中の173ページの商工振興事業の中で、一番下の行ですが、中心市街地活性化事業補助金これで600万円が措置されています。予算概要のあれを見たときには、商店街活性化モデル事業（商工振興事業）で予算額が300万、これ計上されているのですが、これと金額が違うということは、ほかに何かこの中に入っているのかどうかをお尋ねいたします。

もう一点は、182ページのまちづくり交付金事業費、この183ページのまちづくり交付金事業が1億7,690万余り措置されておりますが、私の記憶によるとまちづくり交付金は5年間で終了する。ことしが多分最後になるやに思います。どういうふうな形で全体が見通せるのか。どういうふうな形で完成されて、外から見てまちづくりがこういうふうに変ったのかというふうに説明できるかをお尋ねいたします。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

1点目の佐渡市商店街活性化事業でございます。これが予算書で600万、これ2つほど事業がございます。1つは、空き店舗対策事業をやっております。これは、平成19年からことしで5年目になります。これについては、賃借料、家賃、それから簡単な修繕費、そういったようなものに対する補てんをしております。それから、23年度新たに始める事業といたしまして、佐渡市商店街活性化モデル事業、これは商店街あるいは商工会、そういった協同組合等が実施する事業について、昨年度から商店街活性化委員会というようなものを立ち上げて検討してございます。そういう中で、先進地事例等も含めた新たに商店街に人を呼び寄せる対策として、この事業を考えてまいりたいということでもあります。

それから、もう一点のまちづくり交付金事業についてでございます。これは、議員言われましたように23年度が最終年度、総事業費は5億1,300万でございます。今までに大間港の整備、それから北沢選鉱場ですか、いわゆる史跡になってございますけれども、その整備、それから京町通りの修復、それから歴史的建造物が町なかにはございますが、佐州館、そういったものの整備、それから京町通りの路面美装あるいは外壁の修復、眺望公園の整備、こういったようなものを今まで行ってまいっております。そういうことで、最終年度ではこれは下水道工事にも関係してございますけれども、京町通りの路面美装化と、それから佐州館の整備を終えて、5年間のまちづくり交付金事業を終わりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 衰退に衰退を重ねていく商店街の現況は、見るにしのびないものがありますが、私の考えるところによると、一般質問にならないように説明をいたしますが、今まで商店街にあった銀行だ



とか、郵便局だとか、あるいは庁舎であったとか、そういうふうな商人に関係する以外の形でまちに来る交流人口があったから商店街が成り立ったという今までの事実があります。ところが、最近やっぱり庁舎が田んぼの真ん中に行くとか、あるいは銀行がバイパスのところへ行くとかというふうな形で、商店街に交流する人口がなくなったことが商店街を衰退させていくものを加速させたというふうには私は理解をしておりますが、そういう施策を考えてのまちづくりの中心市街地の再開発計画を考えているのかどうかということもお尋ねしたい。

それから、まちづくり交付金ですが、当初5年前に発足したときに、グランドデザインを描いたものと5年間を経過して考えてみたときに、かなりのギャップがあるような気がするのです。全体として、外から見てみるとその効果、結果が5億円余りを投下したにかかわらず、その姿が見えてこないという声をよく聞きますが、それをどのような形で修正し、お答えできるか聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

商店街の活性化事業でございますけれども、これは今合併してから商工会がそのまま10カ所の地区で残っているというような現状もございますが、それぞれ商店街と言われるものが徐々に衰退と申しますか、欠けていっているというような状況がございます。したがって、その10カ所の中心商店街がございまして、それについてすべて同一な対策というようなものがなかなかしづらいというところがございまして、まずはやれるところで手を挙げていただいて、そしてモデル地区をつくりたいというふうな提案でございます。したがって、ことしについては2ないし3地区から申請をしていただいて事業を進めたいというふうに考えております。

それから、もう一点のまちづくり交付金事業でございます。議員ご指摘のように成果がなかなか見られないのではないかというふうな提起がございましたけれども、これはいわゆる提案事業と、それから市が行うハード整備、この2つの事業を進めてまいりました。提案事業については、国の予算の総事業費の3割、それからハード整備については、先ほど申し上げましたものを含めて7割でやってきております。ただ、進めるに当たりましては、世界遺産の推進とあわせて文化庁等のすり合わせが非常に大変だったというようなこともございます。その中で、今世界遺産で推進している事業とすみ分けを行いながら、最終年度で効果を図っていくというふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 商店街対策にしても、あるいは観光地の開発にしても、均衡ある発展ではなくて、特色ある発展に重点を置いて施策をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、最後のまちづくり交付金事業ですが、シンボリック的なものが今度は中心地に考えてでき上がるのだと思いますが、それを核としてさらに飛躍できる施策を講じて、さらにこの事業の成果を出せるように努力していただきたいということをお願いして終わります。答弁があったらお願いします。

○議長（金光英晴君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

努力してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 建設課長にお尋ねしたいのですが、また雨水かと言われるかもわかりませんが、市長の施政方針の中にゲリラ豪雨対策の雨水排水対策計画を策定するというのが載っておりますが、この予算には河川費か、あるいは都市計画費あたりにそういうものが計上されておるのかどうか、まずそれを確認したいのです。計上されているとすればどこに計上されておるのかどうかお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、雨水対策についてお答え申し上げます。

昨年9月のゲリラ豪雨につきまして、雨水により浸水等がありました。現在真野地区で施工していますが、今後佐和田、両津も含めて、今変更認可の申請中であります。23年度において基本計画を作成して整備をしたいと考えております。

○4番（臼杵克身君） 予算措置されているかどうか。

○上下水道課長（和倉永久君） 現在下水道特別会計のほうでは計上されておりません。

○議長（金光英晴君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

今上下水道課長のほうから雨水排水の認可をとるというお話でございましたので、その認可の段階できちんと雨水対策の方針が決まり次第うちのほうの予算措置を、建設課のほうの直すべき河川だとか、あるいは側溝だとか、そういうものを広げるなら広げるという方針を立てて、起債できれば起債あるいは補助金でやりたいというふうに思っております。今回は、まだ雨水排水の基本計画が立てられておりませんので、盛れなかったです。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費の質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 201ページ、非常備消防費の中の消防団一般経費の中の退職報償負担金3,800万からあります。これの恐らく退職される方の退職金というのだと思うのですけれども、これ何名分盛ったのか、お聞かせ願います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

条例定数2,014名です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） これは、今ほど条例定数と言ったのですけれども、これは退職される方の退職するときにやるお金とは違うわけですか。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） 失礼いたしました。

団員定数です。申しわけありません。あと退職の手当です。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） あっという間に3回目だということなので、ちょっとあれなのですけれども、退職される方も入っておるといことなののですけれども、実はクレームがございまして、現職の団員から最近四、五年見たこともない団員がおるといことなので、練習にも来ない、出初め式も来ない、火事場にも来ない、四、五年顔見ていないもので、次もう若い人材がおるのです。入りたい、一生懸命頑張りたい人がおるので、できれば交代してくれということをお願いに行ったら、いや、あと1年待てば20年在職で退職金アップするのだ。それまで隠れておられたかっという話なのです。それで、言いに行った団員はがっかり。そのために次から入りたいと若手がおるにもかかわらず、たかりにも近い。20年になると金額が違うから、もうちょっとおまえたち我慢せいと。下から入ってくるのがおるのに、一切出てこないで退職金だけしっかり欲しいと。どっかの組織みたいだなと、ちょっと思ったのですけれども、こういうことになると、これから常備消防の定員等もなかなか下げていかなばならないのではないかというような厳しい状況で、非常備消防のほうはどんどん頑張ってもらわなければならぬときに、実際現場ではこういうクレームが来ておるのです。ということになると、それを若い者来るし、やめてくれと言っても、本人がいやいやといったらやめさせるすべは全くないわけです。実際でも現場はそういう状況なので、そのこともこれも一般財源から持ち出しているお金です。そういうことも考えて、何か対策が立てられるのであれば、そういうことも含めて、長くいらっしゃる方が退職金もらうなというのではなくて、ちゃんと活動されておる方もたくさんおるわけです。なのに今の事例の場合は、全然四、五年顔を出していない。それで隠れるように団員としておったという、現在もおるのですけれども、籍だけ入れておるのです。そういうものに対してどういう対策がとれるかというのも、この後はしっかり考えていっていただきたいと思いますので、3回目なので、これで終わります。もし何か。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費の質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 済みません、皆さん、お時間とらせて。すぐ終わります。

239ページの中の体育施設整備事業3,471万6,000円、これはどこの体育施設の改修なのですか。

その1段飛ばしてその下、陸上競技場周辺整備事業5,400万、これは野球場の隣にある真野の野球場のライト側からセンターにかけての後ろを駐車場にする整備をするためのお金なのか、確認をします。

1つ飛ばして下、総合体育館建設事業の中の施設解体工事1億2,500万、これは総合体育館を建てるた

めに佐渡市の50メートルのプールを壊すお金なのか、確認させてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

体育施設整備事業でございます。ここにつきましては、まず1つ、平成19年当時環境の担当の課でございますけれども、当時両津の梅津にし尿処理施設がございました。この跡地利用ということで、当時担当課と地域の方と調整をしてきたわけですが、当初調整をしてきて、現在普通財産に変わっているわけなのですが、陳情3地区とスポーツ団体から要請が出てきておりまして、跡地利用ということで、フットサルのものをつくっていただきたいということで、今この予算を計上しております。

もう一点、テニスコート改修工事ということで、小木のテニスコートを一部テニスコートを改修するという計画でございます。

それから、陸上競技場につきましては、周辺駐車場、今言われた武道館との間の部分と、あとスコアボードの撤去、これが大分老朽化しておりまして、この部分を撤去すると。あと用具倉庫の建設工事もこの中に含まれております。

それから、総合体育館建設事業ですけれども、プール解体工事の設計委託として一部と、それからその工事にかかわる工事費、これが含まれております。この部分でこの数値が計算を積み上げたものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

ページ数でいきますと、221ページの南部地区の統合中学校校舎の関係の事業等のかかわりです。一体だと思っておりますが、ページ数でいきますと、243ページ、南部地区の学校給食センター建設事業ということになっているわけですが、これ具体的にどういうことなのか教えていただきたいということでもあります。ご案内のとおり、羽茂地区は古くから自校給食でやってきている。その中学校を1つ取り壊すということですから、新たにつくることになるのはよくわかるのでありますが、四、五年前ですか、国仲学校給食センターのときも何か十分な父母の理解が得られないまま進んだような経過も私るように理解をしているのですが、その辺は保護者や地区の合意もきちんをとれているということなのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） 南部地区中学校の統合にかかわる学校給食センターの建設事業ですが、小中学校の統合計画の答申でも、学校給食の今後の方針としては、学校給食センター化を原則とするというふうに答申されております。それで、南部地区の中学校を統合した場合は、羽茂の中学校に自校式の給食調理場があるのですが、その建物を解体するということもありますので、行く行くは南部地区全体の給食をつくるセンターをつくりたいという考え方です。ただ、説明のほうは中学校の建設検討委員会、それと3地区の説明会をやったんですが、まだ具体的には話はしていないのですが、そういう計画があり

ますよということで説明しております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、予算にのっているということは、できそうな見込みがあるときは大体予算にのるわけですが、今の話ですと、まだ十分な説明はしていないのだけれども、その方向で走ることなのか。つまり先ほど答申でもそうだといいますが、食育基本法や学校給食法の大改正の前の答申でした。この前も紹介しましたが、平成22年の文部省の食に関する手引の中では、学校給食について単独調理方式による教育上の効果等について周知、普及を図ることというふうに22年に言っているわけで、答申そのものはもともと古いわけで、そういう意味でいうと、佐渡市がやっている地産地消の問題や食育の問題、あるいは健康づくりの問題でいうと、ここはちょっと一ひねりも二ひねりも私要るのではないか。しかも、羽茂という単協で、特色ある農業をやっている地区でもありますから、一ひねりあってこれ要るのではないかというふうに思っているのですが、関係者や地区民の皆さんに十分な説明のない中予算計上しているということは、我々から見るとこれで走ることになるわけですが、そういう理解なのかどうなのか。

それともう一つは、文科省の22年3月、あなたが言った検討委員会の答申よりも後の考え方としては、ここに書いてあるの持っていますが、単独調理方式を周知、普及しろということになっているので、また佐渡市の地産地消との絡み合わせの中で、一ひねり要るのではないかという点は、その辺どのように検討されたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

文科省のほうでは、そのような方針かもわかりませんが、市の方針としまして、行財政改革の関連もありまして、学校給食についてはセンター化でいきたいというふうに考えております。なお、住民等には十分理解を得てから走りたいというふうに考えておりますし、地産地消の関係ですが、以前の学校でも1つの学校で1,000食ぐらいの学校はあったというふうに考えております。今回計画しておるのは700食ぐらいですので、地産地消も十分できるというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうすると、結果的にこれで走ることだろうと思うのですが、ただあなた方佐渡市は佐渡市の方向でいくというのだけれども、今年度本格実施をされる、あなたもきょうも答弁していたけれども、新学習指導要領の中ではこのことも中央教育審がきちんと位置づけているのです、文科省。国会答弁でも、この問題は議論されているところです。それと全く逆の方向へ走るといのは、私これはちょっと問題ではないか。父母の合意も得て今回のいろんな地産地消の仕組みづくりではないけれども、仕組みづくりの中で700食ぐらいだと野菜もうまく供給ができて、消費者にも還元できる。子供たちにもいい、地域にもいいという、そういう検討がなされてやるのだったら私わかるのだけれども、そういったこともなしに、文科省の方針と全く逆行するというのは、私これいかなものかと思うのですが、父母の声をきちんと聞いた上で、取りかかるという理解でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

地区、保護者等の理解を得て進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 1点お聞きをいたしたい。

239ページ、簡単にやります。陸上競技場の関係のことですが、先ほどの答弁で周辺の整備事業の関係が、これ駐車場だという話がありましたが、それでよろしいですか。

それからあと1点は、既に陸上競技場の工事は始まっているわけでありますが、その工事中に大変な地下水が出ているという問題が今起きているというのは承知しておりますか。あるとすればその対処をどう考えているか。それぞれの実情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

周辺整備につきましてですけれども、現在周辺の地権者との交渉が進んでおりますが、現在武道館との間のところが市有地であるということで、その部分についてからまず整備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

地下水の関係につきましては、競技場の建物の地下を掘っておる、建物の基礎を掘っておるときに確認ができて、新しい工法といいますか、矢板等できちんと処理したいということをお隣のほうにも説明して了解をさせていただいて工事を進めております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 建設課長の答弁の関係です。その話私も聞いているところでありますが、しかしあのあたりは恐らくその地下水を利用して井戸なんかあったりするのではないかと想定されます。酒造業者もおったりいたします。そのあたりの周辺の地下水に対する井戸利用者との関係の水脈が同じで変動が出るというようなこと、一定の調査が要るのではないかとと思いますが、そのあたりはどう考えるか、これからの問題として。

それから、先ほどの答弁の社会教育課長の関係ですが、駐車場の関係、これも私はたまたま周辺の方から言われて現場を見せてもらったりしましたが、あそこはほとんどご存じのように借地です。借地の今言う了解をとらなければいかぬと、利用についても。そこで、問題があると言われたのは、値段が違うというのです、同じような場所で。10年更新です。そこへ来ているのだと思います。そういう話も聞きました。そして、個々の人に同じような、同一のような類似したところで借地の料金が違うという、そんな不満を聞きました。これは、あなた方が説得するのなら踏み込んでそういう話をクリアしないと、ないという駐車場を整備したいというのは、その解決の一つのネックになるのではないかと、こう思いますが、そういう認識を持っておって、どう解決するのか、そのあたりが考えがあったら答弁を願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

借地交渉の件ですけれども、現在真野野球場の借地地権者と交渉を進めております。ただ、1度会議を持ったのですが、ちょっと近くの近隣の方が不幸がありまして、再度持たなければいけない部分があるのですけれども、やはり旧真野町時代にスポーツハウスあるいは今回の野球場ができておりますが、その際交渉した段階が違うということで、やはりちょっとその時点の計算方法あるいは山林、宅地、畑ということで、大きなちょっと単価の違いがあります。これについては、今佐渡市も借地単価の統一ということを進めておりますけれども、まず今調整中ということで、できれば何とか従来のもので、交渉を進めておりますが、なかなか相手がいることで、今後ご理解いただくよう進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

水脈の関係につきましては、大きく私ら掘ったわけでもございませんので、今後の様子を見ていきたいというふうに思っております。砂地なものですから、どこを掘っても出るような状況になっていると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号 平成23年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第57号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 平成23年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 平成23年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。



議案第70号 平成23年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第31号、議案第33号から議案第70号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第7 請願第1号、請願第2号、陳情第1号

○議長（金光英晴君） 日程第7、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第1号及び請願第2号、陳情第1号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす3日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 6時37分 散会